出席議員（１８名）

１番	石森靖明　君	２番	伊東　潤　君
３番	吉田　清　君	４番	小田部峰之　君
５番	森　裕樹　君	６番	加藤　滋　君
７番	安藤義憲　君	８番	佐久間光洋　君
９番	平間幸弘　君	１０番	桜場政行　君
１１番	吉田和夫　君	１２番	秋本好則　君
１３番	大坂三男　君	１４番	佐々木裕子　君
１５番	広沢　真　君	１６番	白内恵美子　君
１７番	平間奈緒美　君	１８番	髙橋たい子　君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口　茂　君
副町長	水戸敏見　君
会計管理者兼 会計課長	一条敏貴　君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤栄一　君
まちづくり政策課長	沖館淳一　君
財政課長	藤原輝美幸　君
税務課長	遠藤　稔　君
町民環境課長	日置幸枝　君
健康推進課長	佐藤正人　君
福祉課長	佐藤　潤　君
子ども家庭課長	工藤昌之　君

農政課長併 農業委員会事務局長	熊谷英樹　君
商工観光課長	天野　敬　君
都市建設課長	池田清勝　君
上下水道課長	平間一行　君
危機管理監	平間信弘　君

教育委員会部局

教育長	船迫邦則　君
教育総務課長	小林威仁　君
生涯学習課長	大宮かつ子　君
スポーツ振興課長	杉本龍司　君

事務局職員出席者

議会事務局長	大山　薫
次長	高木信孝
主幹	今野裕介
主事	佐藤麻美

議　事　日　程　（第３号）

令和５年１２月６日（水曜日）　午前９時３０分　開　議

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　一般質問

（９）　白内恵美子　議員

(10)　桜場政行　議員

(11)　桜場政行　議員

(12)　森　　裕樹　議員

(13)　伊東　　潤　議員

(14)　佐久間光洋　議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前９時３０分　　開　議

○議長（髙橋たい子君）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（髙橋たい子君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において５番森裕樹君、６番加藤滋君を指名いたします。

日程第２　一般質問

○議長（髙橋たい子君）　日程第２、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

16番白内恵美子君、質問席において質問してください。

〔16番　白内恵美子君　登壇〕

○16番（白内恵美子君）　おはようございます。

16番白内恵美子です。３問質問します。

１．障がいのある人への合理的配慮の提供を。

令和３年５月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が改正され、令和６年４月１日施行となります。施行に伴い、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

宮城県においては、令和３年４月１日施行の、障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例により、事業者の合理的配慮の提供は既に義務化されていました。この２年半の間に、庁内における合理的配慮の提供はどこまで進んだのでしょうか。

質問１、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止とは。

２、合理的配慮の提供義務とは。

３、行政機関における合理的配慮の提供は進んだのか。今後の取組は。

４、町内事業者における合理的配慮の提供は進んだのか。今後、合理的配慮が必要なことをどのように伝えていくのか。

５、学校現場における発達障害のある児童生徒への合理的配慮の提供は進んだのか。今後の取組は。

６、文字の読み書きに限定して困難を感じる学習障害であるディスレクシアの児童生徒へどのような配慮を行っているのか。教科書や副読本等の選定にユニバーサルデザインの観点を取り入れているか。

７、宮城県視覚障害者福祉協会では、自治体が発行する広報紙等の音訳ＣＤを全ての視覚障害者へ配付することを呼びかけている。本町の現状は。

２．内水浸水想定区域図作成後の住民懇談会の開催は。

令和５年９月会議において、排水区ごとに住民説明会の開催を提案した私の一般質問に対し、内水浸水想定区域図を作成した後に住民懇談会を開催し、住民の皆様に説明していくとの答弁でした。

住民懇談会は行ったのでしょうか。

１、船迫排水区の内水浸水想定区域図は６月30日に完成したとのことだが、いつ、どのような形で住民懇談会を行ったのか。

２、船迫排水区以外の５排水区の内水浸水想定区域図の完成はいつ頃になるのか。完成後すぐに住民懇談会を行うのか。

３、雨水管理総合計画は何年度に着手し、何年度の策定を目指すのか。

４、雨水管理総合計画策定後も、事業実施にはかなりの時間が必要となる。その間、内水浸水が想定される地域への支援をどのように行うのか。

３．ＬＧＢＴＱなど多様な性の在り方が尊重される社会を。

11月19日に仙台市において、ＬＧＢＴＱなど、多様な性の在り方が尊重される社会を目指すみやぎにじいろパレードが開催されました。東北各県や北陸、首都圏から集まった約200人が、誰もが自分らしく暮らせる地域を目指しての横断幕や、思い思いの旗、プラカードを掲げて一番町を練り歩き、沿道や商店からは、手を振って賛同を示す人たちがいました。

これまで日本では、ＬＧＢＴＱは特別な人と見られてきましたが、調査によれば３％から10％いると言われており、決して少数の人たちではありません。可視化されていないだけで、

生きづらさを抱えながら、家族にも周囲の人たちにも、本当の気持ちを言えない人たちが多数おられるのです。

今回調べていく中で、『みんなちがってみんなステキ　ＬＧＢＴの子どもたちに届けたい未来』高橋うらら著、認定特定非営利活動法人ＲｅＢｉｔ監修という本に出会いました。この本は、ＬＧＢＴなど周囲との違いに悩む子どもたちを支援している団体ＲｅＢｉｔのメンバーが、当事者であるために様々な困難を乗り越えてきた自分の子ども時代から現在までを語ったものです。メンバー８人からの読者へのメッセージも掲載されており、当事者だけでなく、全ての中学生、高校生にぜひ読んでほしい本です。

社会のありようが大きく変わる中で、本町としても、多様な性の在り方が尊重され、誰もが自分らしく生きられる町を目指すべきではないでしょうか。

１、パレードと同日にエルパーク仙台で開催の男女共同参画推進仙台フォーラム2023に、参加企画として、うぢらで虹かけっぺしが開催されたにじいろＣＡＮＶＡＳのほか、民間団体や大学、司法書士会がブースを構え、来場者への説明や意見交換を行っていた。学ぶことの多い企画だったが、町として職員を派遣したのか。

２、日本は、世界から遅れをとりながらも、多様な性の在り方が尊重される社会へと変わろうとしている。町では、ＬＧＢＴＱ理解のための職員研修を行っているか。

３、県内には、様々な団体が多様な性に関する活動に取り組んでおり、相談や支援を行っているが、町では把握しているか。各団体の情報を集めて、住民に情報提供すべきでは。

４、文部科学省は、令和４年12月に生徒指導提要改訂版を公表し、性的マイノリティーに関する課題と対応という項目が新設された。学校における対応については、いじめの防止等のための基本的な方針を平成29年に改定し、性同一性障害や性的指向、性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知すると明記していた。方針改定から６年が過ぎたが、性的マイノリティーに関する対応は進んだのか。

また、生徒指導提要には、性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例の表が掲載されているが、各学校ではどのような支援を行っているのか。

５、同じく生徒指導提要には、教育委員会等の支援に、教職員の資質向上の取組として、性的マイノリティーに関する研修を明記している。町内ではどのような取組がなされたのか。

６、今後、性の多様性が尊重される町へ向け、ＬＧＢＴＱへの理解を進めるために、多くの住民が参加しやすいイベントや講演会等の開催を提案する。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。１問目の１点目から４点目まで町長。１問目の５点目、６点目、教育長。１問目の７点目、町長。２問目町長。３問目の１点目から３点目まで町長。３問目の４点目、５点目、教育長。３問目の６点目、町長。最初に、町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　白内議員、大綱３点ございました。私と教育長で分担してお答えをいたします。

まず、１点目、障がいのある人への合理的な配慮でございます。

国の新たな「障害を理由とする差別の解消の促進に関する基本方針」では、障がい者に対して正当な理由がなく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、または提供に当たって場所、時間帯などを制限すること、障がい者でない者に対しては付さない条件をつけることなどにより、障害者の権利、利益を侵害する行為が行政機関等であるか、事業者であるかどうかの別を問わず禁止されます。

例えば、障害があるという理由で、事業者等がサービス等を提供する際に利用場所や時間帯を制限し、言葉遣いや接客などの態度など一律の接遇の質を下げるなど、障害のない人と異なる取扱いをすることで、障害のある人を不利に扱うことを禁止するものです。

なお、車椅子、補助犬、その他の支援機器等の利用や、介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な取扱いに該当することが、新たに明記されております。

合理的な配慮の義務ですが合理的配慮の定義は、障害者がほかの者との平等を基礎として、全ての人権及び基本的自由を共有し、または行使することを確保するための必要かつ適正な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した場合、失した、または過度の負担を課さないものとされています。つまり、事業所等が、事務や事業を行うに当たり、個々の場面で障害者から社会的なバリアを取り除いてほしい旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときに、合理的な配慮を講ずることでございます。

例えば、物理的環境への配慮として、段差がある場合は車椅子利用者のために、携帯スロープを渡すこと、高いところに陳列された商品を取って渡すこと、２つに、意思疎通への配慮として筆談や手話、コミュニケーションボードの活用による写真やイラストでの説明、３つに、ルールや慣行の十分な柔軟な変更として、障害の特性に応じた休憩時間の調整や必要なデジタル機器の使用の許可などがあります。

合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人と事業者等との間の建設的対話、つまり対話を重ね相互理解を深め、共に解決策を検討していくことが重要であると考えております。

３点目、行政機関における合理的配慮です。

町では、一つの物理的環境への配慮として、自動ドア、点字ブロック、スロープ、多目的トイレの音声案内及びオストメイトの設置、窓口においては、整理券受付の際の音声案内と電光掲示板の導入、ローカウンターの設置をしております。

２つに、意思疎通への配慮としては、身ぶりや電子メモでの筆談、音声が聞き取りやすいよう専用スピーカーを導入、緑色のデスクマットの使用など対応を行っております。今後も引き続き、個々の状況に応じながら柔軟かつ円滑に対応できるよう、合理的配慮の提供に取り組んでまいります。

４点目、町内事業者における合理的配慮の提供です。

令和６年４月からの合理的配慮の提供の義務化に伴い、共生社会の実現に向けて取組が進められているところでございます。内閣府のホームページに掲載された事業者の事業については、その事業を所管する国の行政機関が、事業所向けのガイドライン、対応指針を作成し、令和６年４月からの施行に向けて、順次更新を行っている状況です。

今後、国の障がい者差別解消に関するリーフレット等も活用し、町ホームページ等で周知してまいります。

なお、現時点においてはこのような状況にあるため、町内事業者の合理的配慮の提供の進捗については把握できておりません。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　次に、１問目５点目、６点目、教育長。

〔教育長　登壇〕

○教育長（船迫邦則君）　白内恵美子議員の５点目の、発達障害のある児童生徒への合理的配慮の提供と、６点目のディスレクシアの児童生徒への配慮については、関連がありますので一括してお答えいたします。

現在、学校では、発達障害を含む障害のある児童生徒につきましては、障害の程度にもよりますが、教員や保護者、医師などの関係する方々の見立てのもと、特別支援学級で過ごす場合があります。特別支援学級では、障害のある児童生徒一人一人の特性に応じて、きめ細やかな対応を行うのはもちろんのこと、町内全ての小中学校に、特別支援教育支援員を配置し、声がけや個別の支援を行うことで児童生徒の不安を取り除き、児童生徒一人一人に寄り添った教育

を行いながら、通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習の機会を設けるなど、合理的配慮の提供に努めております。

また、通常の学級で過ごす発達障害の傾向がある児童生徒についても、特性に応じて同様に対応しております。

学習障害の一つのタイプとされ、読み書きに限定して困難を抱えるディスレクシアの特性がある児童生徒についても、状況に応じて個別に支援員がつき、学習に遅れないよう配慮しています。また、小学校では、学習障害を持つ児童については、通級指導教室で個別に読むことや書くことの指導を行っております。

今後も、特別支援教育支援員を各学校に配置し、児童によっては通級指導教室で個別指導を行うことで、合理的配慮の必要な児童生徒に寄り添った支援を行ってまいります。

なお、教科書や副読本などの選定は、内容や組織配列、学習指導に対する配慮、表現、体裁の観点から総合的に判断しておりますが、その際、ユニバーサルデザインに配慮されているかについても考慮しながら選定しております。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　続いて、１問目の７点目から３問目の３点目まで、町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　７点目、視聴覚障がい者への市音声翻訳ＣＤの配付の件でございます。

町内の朗読ボランティア結の協力により、広報しばたとお知らせ版の音声データを作成し、ＣＤにし、町内の各障がい者希望者８人に対し配付しております。

宮城県視覚障害者福祉協会で実施している広報紙の音声版ＣＤ作成委託事業につきましては、現在、富谷市と亘理町で実施し、希望者に対しては毎月無料で配付しているとのことです。現時点で富谷市での希望者は10名程度、亘理町では初回は全員に配付し、その後は希望者のみ配付となるようでございます。

町で配付事業を実施する際には、現在協力いただいている朗読ボランティア結に相談をさせていただき、ＣＤ配付の希望状況を勘案した上で、宮城県視覚障害者福祉協会と連携しながら検討してまいります。

大綱２年目排水浸水想定区域図でございます。

まず、１点目、９月会議でもお答えしておりますが、令和５年度から、船岡排水区など５つの排水区の内水浸水想定区域図を作成した後に住民懇談会を開催し、住民の皆様に説明することとしておりますので、排水区ごと、船迫排水区での懇談会は実施しておりません。

２点目、船迫排水区以外の５つの排水区の内水浸水想定区域図の完成時期です。

この事業は、国の社会資本整備総合交付金を活用して進めており、当初、防災安全交付金の配分は29.9%となりましたので、交付額に合わせた業務内容として、施設の現況調査のみ行う内容となってしまいました。しかし、９月に国から交付金の配分に対する要望額が満額認められたことから、船迫排水区で行った委託内容と同様に、浸水する要因の分析と課題の整理、整備目標、対策目標の検討や、段階的な対策計画の検討を踏まえた内水浸水想定区域図の作成が可能となりました。

国への交付金の増額申請などの手続を済ませ、11月27日に委託契約を締結したところでございます。この時期の契約となりましたので、年度内での完成は難しいことから、年度を繰越しして進めてまいります。

なお、住民懇談会につきましては、すぐに各排水区で施設整備等のハード整備に取り組めるわけではありませんので、例年行っている住民懇談会の中で説明してまいります。

３点目、雨水管理総合計画は何年度に着手し、完成はいつかということでございますが、国の交付金を活用した上での事業であることから、交付金の配分額によって策定業務の進捗が左右されます。今回、要望額が９月に満額認められたことから、内水浸水想定区域図策定と同様に、現在雨水管理総合計画策定の準備を進めております。

策定手順といたしましては、雨水浸水想定区域図を令和６年度に策定した後に、雨水管理総合計画策定に着手することになりますことを御理解いただきたいと思います。雨水管理総合計画については、令和８年３月までに完成できるように進めてまいります。

４点目、雨水管理計画策定は時間がかかる、その間の対策ということでございます。

雨水被害を軽減するハード対策は、長期にわたる時間と多大な費用がかかることから、整備が完了するまでの間は、ソフト対策を併用し、被害の軽減に努めてまいります。

このため、ハード対策の継続事業としては、１つに、緊急浚渫推進事業で計画的に、町が管理する河川の断面を阻害する部分の土砂撤去、川底の堤防川底や堤防の草刈り、２つに、道路が冠水する地区においては、強制排水ポンプの設置、移動式排水ポンプ車を活用するなど、内水浸水被害の軽減、また、ソフト対策としては、河川監視カメラの設置、既存の防災マップや、新たに内水ハザードマップの配付、防災出前講座においてはマイタイムラインを普及させる取組や、自主防災組織の防災力の強化のため、防災士や防災指導員の育成を図ってまいります。

しかし、内水浸水被害対策としての雨水排排水ポンプ場や排水機場、排水樋管などの整備については、国や県の支援が必要となりますので、今後も粘り強く治水対策について要望してま

いります。

なお、県におきましては、今年度事業として、白石川、東船迫河川公園沿いの河道内堆積土砂の撤去と支障木の伐採工事を実施するとの連絡がございます。

大綱３点目、ＬＧＢＴの関係でございます。

まず、１点目と２点目は関連がありますので一括でお答えいたします。

質問にありましたフォーラムにつきましては、県や開催団体からの通知等がありませんでしたので、職員の派遣はしておりません。また、ＬＧＢＴＱ理解のための職員研修については、現時点では行っておりません。しかしながら、近年、ＬＧＢＴＱをはじめとする性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する理解が進みつつあります。国においては、本年６月にＬＧＢＴ理解増進法が施行されたことから、職員が多様な性への理解や正しい知識を深め、職場や担当する業務などにおいてＬＧＢＴＱの当事者が困難や不都合を感じることがないよう、配慮した対応ができるようにする必要があると考えております。

今後、関係各課が連携し、研修内容や手法などについて検討してまいります。

３点目、町では、多様な性に関する活動に取り組んでいる団体については把握できておりません。しかしながら、一人一人が多様性を認め合い、人権を尊重し、誰もが暮らしやすく寛容な社会を実現するためには、住民に正しい情報を継続的に提供し、理解促進を図っていく必要性は十分理解しております。

町では、本年３月に発行した情報紙「しばたの男女共同参画通信」において、ＬＧＢＴＱや性的少数者についての情報や、ＬＧＢＴ相談の連絡先などを掲載し、回覧、配付やホームページに掲載することで、住民へ啓発や周知を図りました。

今後も、様々な情報を集め、ＬＧＢＴＱに対する住民の理解が進むよう、啓発や情報提供に努めてまいります。

○議長（髙橋たい子君）　次に、３問目の４点目、５点目、教育長。

〔教育長　登壇〕

○教育長（船迫邦則君）　白内恵美子議員の４点目の学校での性的マイノリティーに関する対応と支援と、５点目の性的マイノリティーに関する教職員の研修については、関連がありますので一括してお答えいたします。

各学校では、教職員間の情報共有や職員研修を通して、性的マイノリティーへの正しい理解を深め、個別の事案に応じて、児童生徒や保護者の心情などに配慮した対応を行ってきております。

児童生徒の支援は、最初に相談を受けることの多い学級担任や養護教諭だけで抱え込むことがないよう、学校長を中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職の方々や、学校内外の関係機関とも連携しながらチームで対応する体制をつくり、児童生徒が相談しやすい環境整備に努めています。

また、児童生徒に対しても、保健体育や道徳、社会などの事業で、ＬＧＢＴＱについて学ぶ機会を設け、寛容な心情を育て、育み、いじめや差別につながらないような適切な生徒指導、人権教育を推進しております。

学校における支援としましては、平成27年４月30日付の文部科学省通知を参考にして、服装などについて、児童生徒の多様性を尊重し、健康にも配慮しながら学校生活を送れるよう配慮するなど、個別の事情に応じて対応を行ってきております。

教育委員会としましても、各学校が引き続き性的マイノリティーに配慮し、児童生徒が安心して通い、保護者が安心して通わせることができる学校経営を支援してまいります。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　続いて、３問目の６点目、町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　町では昨年11月から12月にかけて男女共同参画パネル・関連図書展示、柴田町図書館で実施し、ＬＧＢＴに関するパネルの展示と併せて関連する図書の提示と貸出しを行いました。興味深そうにパネルを見たり、図書を手にとって眺めたりする来場者が多く見られ、住民の多様な性に関する意識や理解が深まる機会になったと思われます。

性の在り方や年齢、国籍の違いや障害の有無など、それぞれが持つ個性として互いに尊重し、誰もが自分らしく生きる権利がございます。しかしながら、ＬＧＢＴＱに関連したイベントや講演会の開催は、単独の自治体ではなく、ＬＧＢＴＱや性的少数者を支援する団体等が主催となって公益的に開催するものでなければ、ＬＧＢＴＱの性的少数者の方々や住民等が参加しやすいイベントにはならないのではないかと考えております。

今後、様々な性の在り方を支援する団体等が、柴田町においてイベントや講演会などを開催する場合は、町として支援してまいります。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　白内恵美子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　最初に、障害のある人への合理的配慮の提供の件です。

宮城県では、令和３年12月に、県民の皆さんへ、障害を理由とする差別をなくすため想像し

てみようのチラシを作成しています。小さいですが、これですね。町内で見かけたことがないんですけれども、町ではどのように活用されたのでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤　潤君）　ただいま、宮城県のほうの資料ですか、拝見いたしました。今ちょっと情報として持ってないんですけれども、ちょっと確認させていただきます。県のほうからは送付されてる形だと思います。窓口のほうに掲示してある形だと思います。よろしくお願いします。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　宮城県の条例では、もう令和３年４月１日に、合理的配慮の提供は義務化されているんですよね。それにもかかわらず、どちらが悪いのか分かりませんけれども、せっかくつくったパンフレットが全く町内で生かされてないっていうのは、どうしたものかなと。

　私自身が見かけたことがなくて、ネットで調べたら出てきたということだったんですね。ですから、やはり県の条例が施行されたら、町がやっぱりすぐ動くっていうことが大事だと思うんですが、今後いかがですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤　潤君）　ただいまの県の条例、確かに国に先んじてといいますか、今回の６年の４月１日に、事業所のほうも義務化されるというところで、本当に早い動きだったのかなと思います。

　一つ、ただ改正の内容というところでまた国のほうでも動きがございます。重要なところの基本方針というところの改正、令和３年にこれは法改正になったんですが、その内容を踏まえて、今年３月に基本方針というものが見直しされているところでもございます。そちらの内容も注視していければと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　実はこのチラシには、障害のある人に関するマークが、14個、14項目掲載されていて、その中に手話マークや筆談マークが載っているんですよね。これは、公共施設等、事務所等には掲示するというふうに、掲示努力するものとなっているんですけれども、町内の公共施設では、このマークありますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤　潤君）　そちらのマークのほう、町内のほうに掲示はないと見ております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　そうしますと国の条例は来年４月１日から施行ですから、こういうことも町としても考えていかなければならないということだと思うんですが、いかがですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤　潤君）　今回、この合理的配慮という部分の御質問でもございます。

こういった法改正の動き、基本方針の改正の動きもございます。やはりその中で配慮という部分、今ご指摘のとおり、大変重要であると思います。サインに関しても、様々なサインですね、これ白書のほうですけれども様々なサインがあります。どういったものが皆さんに掲示できて分かりやすくなるのかというところも含めて、考えていければと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　答弁では、町内事業所の合理的配慮の提供の進捗については把握できていないということなんですけれども、本当に国任せでいいんですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤　潤君）　４点目ですかね、事業者のほうの進み具合というところだと思います。

答弁のほうには、今進行形ということでなかなかまだ把握できてないというところはございます。特に町内の事業所ですね。私も実際ちょっと伺って話を聞いたりする部分では、まだやはりこの６月１日施行の部分での中身というのが、やはりまだ理解がされていないなというのは少し実感しています。いろいろお知らせはしているんですが、そういった中で事業者さんのほうでも今考えている最中なのかなと思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　やはり４月１日前から町を挙げて、今後合理的配慮が必要になるということを事業者さん、それから住民の方全員に知らせていくということが大事だと思うんですよね。だから何か、目立ったと言ったらあれですけれども、必要なんじゃないですか。皆さんに分かってもらうためのイベントなり研修会でも何でもいいんですけれども、気づかないでいると思うんですよね。だから、やはり、今、今から考えていかないと間に合わなくなると思うんですけれども、やるべきじゃないですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤　潤君）　そうですね。特に事業者さんの６月１日からの義務化というところが課せられています。

内閣府のほうでも４月１日から変わるということで、義務化のパンフレットとかリーフレットも交付されているところです。ホームページ等でも、十分内容をお知らせすることができればと思っています。

やはり、議員さんおっしゃるように、例えば中身、この合理的配慮という部分、今回の改正の中身ですね。実は、５年に基本方針が変わったという背景には、やはりなかなか分かりづらさというか、そういうところがあると思います。具体例ですね、どういったときになる、ならない、そういった判断例がいろいろ国のほうでも示し始めております。なかなか個別のケースですので、非常に難しいケースもあるとは思うんですけれども、どういったところが一番考えていかなければならないというか、やはり気づくこととか、みんなで考えることがまずは大切になってくるのかなと思います。

周知に十分努めてまいりたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　しっかり周知に努めていただきたいと思います。

障がい者福祉計画策定のために、障がい者団体へのヒアリングを福祉課では行ったと思うんですけれども、各団体からはどのような要望が出されたのでしょうか。

それが合理的配慮につながるんではないかなと思ったんですけれども、いかがですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤　潤君）　今お話しの現在第７期の障害福祉計画、策定に向けて取り組んでいる最中です。関係団体の皆様からもヒアリング、個別に、おっしゃるとおり、伺ってるところです。

特にこの合理的配慮という部分に関しては、特に、視覚障害のほうの関係の団体ですとか、あと今回のボランティアさん、結さんのほうからも、ご意見は伺っているところです。やはり情報ですね、やはり障害の方々、ある方々にもきちんと伝わるようにという思いですね。そういった思いでずっと活動されておられますので、そういった部分、情報というところを伝われればというところで要望をいただいているところでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　あまりはっきりとした要望というのは出ていなかったんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤　潤君）　はっきりとしたというところですかね。

特に今回ご質問のありましたボランティア結さんのほう、やはりこのＣＤですか、音訳ＣＤ

のほうの件については、私も四季さくらさんのほうの会議とかでも伺っていました。やはり皆さんにそういう情報が伝われば、非常にうれしいなということでは伺っておりました。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　質問の７点目の、今の音訳ＣＤの件なんですけれども、答弁では、町内の視覚障害者希望者８人っていうふうになっていますけれども、希望者８人ではないんです。手渡しできるっていうか、分かっている方にしか渡せないというか、今何人かは郵送はしているんですけれども、名簿がありませんので、名簿は示されませんので、どこに送っていいか分からないので、今まで送っていた方に送っているというだけなんですね。

それで、宮城県の視覚障害者福祉協会が来年４月１日から合理的配慮をしなければならないということで、ＣＤは全ての視覚障がい者へ送るべきではないですかということで、県内を回って歩いたと聞いているんですけれども、柴田ではどのような対応をしたんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤　潤君）　ただいまお話がありました宮城県視覚障害者福祉協会のほうで、どういったお話があったかというところ。やはりそういった動きがございますので、今回７月だと思います、一応このＣＤというところ、事業として協会さんのほうで、答弁にもありますけれども、ＣＤの作成、当然トンシャの方、協会いらっしゃいますので、ＣＤを作成して配付する委託事業というものを行っていると。今回先んじて富谷、亘理のほうで始めたという経緯、ただ亘理とかもボランティアさんが絡んでいて、なかなか高齢化してというところお話聞いてまして、そういう経緯で始まったというところもあります。そういった情報は、７月にいただいておるところでした。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　広報しばたの紙版は、全世帯に配付していますよね。音訳ＣＤはなぜ全ての視覚障害者に配付しないんですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤　潤君）　ＣＤですね、障害者手帳をお持ちの、視覚障害をお持ちの方70名ほど町内いるんですけれども、実際県の協会のほうでも、先んじて県政だよりですか、まず県政だよりのほうを今年、昨年から、やはり音訳ＣＤということで、この協会のほうと協働して送付を始めたという経緯がございます。

その中で、県のほうでもやはり視覚障害といってもいろいろな見え方、幅、あとはご家族の環境とかいろいろございます。ご要望があるので、そこは細かく一応要望を聞いた上で、送付

しているということで伺っております。

そういった内容も踏まえて今後検討していければと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　そうしますと、今後その70数名の方にお一人お一人、必要かどうかの確認を取って、それで何名に送るかを決めるということでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤　潤君）　町長答弁のほうにもございましたけども、富谷のほうも亘理のほうも、やはり一度全ての方に送付してご意向を伺うというのが、まず入り口としてあるという部分は認識しています。

そういった形で意向を丁寧に聞いて、聞いた上で送付できればいいのかなと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　意向聞いたら全てに送るということでよろしいですね。

はい。それでは、次に移ります。

内水浸水想定区域図のことなんですけれども、私が議会での答弁を勘違いしていました。できたらすぐに住民説明会を開くというふうに受け取ってしまっていたんですけれども、全部できてからというと、今年６月30日にできたものでも、あと１年半は、住民に説明しないということになるわけですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君）　今、今お話ありました住民説明会の件なんですけれども、ほかの排水区、５排水区あるんですが、こちらのほうの、まだ内水浸水想定区域図が作成されていませんので、そちら作成された後、説明会を開きたいと思っております。

作成予定が、令和６年の12月ぐらいになります。その後ということになります。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　雨水管理総合計画のほうは、令和８年３月までに完成で、ここからずれることはないと考えてよろしいですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君）　今のところ、順調に進めば令和８年の３月、令和７年度中に完成させる予定です。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　管理計画ができた後も、実際の事業にかかるまでには本当に長い年月

が必要だと思うんですね。

それで、その間のことを質問は入れておいたんですけれども、ソフト対策を併用し、被害の軽減に努めるという答弁だったんですけれども、この中で一番何に力を入れていくというか、住民に説明するとすると、どれをどういうふうに説明していくんでしょう。

まずはそこを聞きたいです。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。

○16番（白内恵美子君）　答えにくいか。答えにくかったら、違う質問……。

○議長（髙橋たい子君）　質問の趣旨をもう少し詳しくお話しください。

○16番（白内恵美子君）　はい。答弁いただいた、１つに、２つにというふうにあったんですけれども、いつ、どのように行おうとしているのか、そしてそれを住民にどのように伝える考えなのか伺います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　まずソフト事業、ハード事業ですね、ハード事業については町でやれるものはここに書きました。これについては予算が通り次第、当然住民にはこの箇所をやりますというお答えをします。

それから、白石川については、先ほど触れましたように、既に土砂の撤去をやっているということでございます。

あくまでも内水浸水想定区域図の抜本的な対策は、阿武隈川といつも言っているように、阿武隈川と白石川との関連がございますので、抜本的な対策は困難ということでございます。相当時間と、それからお金がかかるということで、柴田町としては人命を優先させていただくということで、ソフト事業についてここに書いてあるとおり、監視カメラを付けたり、防災マップを付けたり、今回提案のあった内水ハザードマップを配付したり、出前講座開いたりということで、人命を優先させていただきたいというふうに思っております。

ハード事業については、ここに書いてあるものを、予算がつき次第、住民にはお知らせしていくつもりでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　内水浸水の恐れのある地域の方々と、もっと対話をするっていうことが大事だと思うんですよね。

例えば、今の町独自でやれる緊急浚渫推進事業でも、どの地域でどの程度行うのかっていうことをきちんとその地域ごとに説明すれば、皆さん、もう少し、今ただただ不安、町は何もや

ってくれないと思っているだけですから、そうではなくて、対話を重ねることでお互いにもっと理解し合うということが必要だと思うんです。

先ほど町長は、住民懇談会でという答弁なさいましたけれども、そうではなくて、やはり台風19号で被災した地域の方とは、地域ごとにきちんと話合いの場を設けて、今年はこういうことをやりますよということを説明していくということは大事なんじゃないですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　白内議員の発言すると、地域ごとに住民懇談会をやっていないっていうふうに聞いてる人取られます。

この台風19号に関しましては、台風19号に関する対策については、各地域ごとに行ってきております。それから毎年、住民懇談会のときには、フリータイムで、どうぞ意見を言ってくださいという機会も設けております。また出前講座を担当した場合には、市の職員が行ってきちっとそのグループの方々に説明をしているところでございます。あらゆる機会におきまして、柴田町は住民からの要望があった場合には提案しているということでございます。

これまでに町の対策を言っても、結局、自分の考えを理解してもらう、やらないと対話がうまくいかないということですね。自分の要求が通らなければ対話にならないみたいな発言されるので。

ですから対話を直接やるのは、お互いに理解も、何年も町の対応を説明しているんですが、全然理解しようとしないということなので、一般住民の懇談会の中で丁寧にお知らせしますと、そこにも残念ながらいらっしゃる方はほとんどいらっしゃいません。発言されたときには丁寧に説明しております。

何度も言うように、内水は柴田町だけで対応できないんです。ですから、住民懇談会に直接行っても、多分何もしないというふうにお互いに対立するだけの話になってしまいますので、やっぱり、対策を国と県と協議して、ある程度見通しが立った後で説明しないと不信感ばかり募るということです。

要するに財源が限られているということですね。それから１つの対策を取るには相当のお金がかかるということです。鷺沼の排水区、おかげさまで13年かかって52億円投入しています。一つそれで終わらないんです。今から52億円のやつを、あと４つつくらなきゃない。ですから、それで、住民懇談会やったときに、自分のところいつになるんだといったときに、町長は具体的にその地区の対策が示せないというのが実情でございます。

ですから、やれる範囲内での対策については、予算がつき次第、住民の方にお知らせすると

いうことです。

ですから、もし、テーマを設けて住民懇談会をやってもらいたいという要望があれば、来年度やりますけれども、まだ途中経過の段階で説明すると、そこをちゃんと理解してくれるっていうならいいんですよ。令和８年３月までに、雨水管理総合計画を策定しますと、そう提案しても、それでは遅いと、必ずこういう話になるんです。

役所は、やっぱり段取りつけて、柴田町の財源を、不足しますので、国や県と協議して、そして対策を立てて、ある程度対策を持って臨まないと、不信感ばっかり招いてしまうので、ある程度、このように今段取りを組んで、白内議員にこのようなスタイルで進めますということをお知らせする。ところが、順調に町でやろうとしても、当初予算がつかないと。そしてやっと、いろんな手を使ってといいますが、交渉して満額県のほうからいただきました。

こういうことがあるので、説明しても実際にはそのとおりいかないんだとお互いに理解して、これ、水害対策臨むんであれば有効な話合いになると思うんですが、もう何回も言ってもそこにこだわって自分の意見が通らなければ対策にならないみたいな言われますので、もうそれでは水かけ論でしかないので、改めて住民懇談会の中で、できるんならテーマを設けて行いたいというふうに思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　対話は重要です。11月の住民懇談会、船迫公民館開催のときに、白石川のあるべき姿を町はどう考えているか、中州が増えているがという質問に対し、副町長は、県に対し、毎年しつこく要望している、県には実行してもらいたいと、熱を込めて答弁なされましたよね。

どのような要望をし、県の回答はどうだったのかを、直接住民に説明すべきだと思うんですよ。その地域の住民に、今ここでそれを説明じゃなくて、地域の住民に説明する。今は、町はこういうことを県に要望しているんです、でも県からはこういう回答しか来ていないんです、だから、何度でも何度でも要望しますとかということを、きちんとお知らせするっていうことは大事じゃないですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸敏見君）　住民説明会の折に、懇談会の折に、そう答えさせていただきましたけれども、県のやる時期とかというのは、直接、いつ、何をするっていうお知らせそのものが、直近でないと来ないわけですよ。だから議員おっしゃるように、説明会したいのはやまやまです。しかし、県の事業そのものを町で説明するというのは、これはいかがなものかと思います。

例えば、文書等で、県ではいつ頃やるっていうの、その地区に配るとか、その程度なら可能かもしれませんが、説明会となると、ちょっと時期的に難しいかなというふうに思います。

（「ちょっと補足します」の声あり）

○議長（髙橋たい子君）　補足。町長。

○町長（滝口　茂君）　先ほど議会で県の動向がお知らせしました。しゅんせつするということです。その大河原土木事務所から連絡があったのが11月20日４時です。そして、やると、工事が、契約が決まりましたと、12月上旬です。もう工事発注しましたと。

こういう状態でございますので、やはり県の事業については、白石川については県が管理するもんですから、県が当然やるべきだというふうに私は思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　県の担当課に対して、町から直接住民説明してくださいっていうふうに、やっぱりお願いすべきだと思うんですよね。別に、町が県に代わって全部やる必要はないと思うんです、私は。県はきちんと説明すべきだと思うんです。そこを町がきちんとそういう場を設けて、直接住民に説明するっていうことは大事じゃないですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸敏見君）　県の説明会でございますので、町は、議員からそういうお話ありましたよという話はできます。ただ、地元の区長さんであったり、代表者の方々には、いつやるようですよっていう情報は提供しているわけです。だから、県では住民を集めて、必要性についてはやはり、県で判断すべきだと私も思います。

だから、町でやってくれっていう話を、例えば参集範囲どこからどこまで、白石川だったら上流部から下流部まで全部なのかという話にもなるので、それは県にお任せをして、県が直接判断していただくというのが適切だと思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　もちろん管理は県なんですが、でも、ここに住んでいる住民に直接影響があるものですよね。ですから、県が説明しないんであればちゃんと説明してほしいっていうふうに、やはり直接住民にですよ、文書でちょっとではなくて。そして、例えば12月上旬に工事しますと来たとして、この工事っていつ終わるんですか。それだって分からないし、あと、最後のところで……。

○議長（髙橋たい子君）　白内議員、一問一答ですから１つずつやってください。いつ終わるんですかっていう質問ですか。

答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸敏見君）　県からもらった資料では、現地着手が12月下旬、翌３月には完了と。大ざっぱな内容で、これで……、（「そうですね、それで説明」の声あり）これでいいんですか。こういう情報でございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　ですから、きちんとした内容について説明を求めたらいかがでしょうか。大事だと思うんです。

それと同じことなんですが、最後に今年度事業として、白石川東船迫河川公園沿いのっていう除去について答弁がありましたけれども、これについても細かい内容というのは分からないんですか。同じことなんですか、先ほどのと。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸敏見君）　今県からよこされた資料ですね。たった６行で来ています。白石川があって、大体この辺りを取りますよと、この程度の資料でございます。要は、全部が全部やればそれで済むんでしょうけど、当然、予算も伴う、それに予算に付随した数量、適切な数量しかできないとなれば、例えば請負率とかの問題もあるしそのときの金額にもよりますから、なかなか具体的に説明しろというのは、町にとっても県にとってもなかなか難しいのではないかと思います。ただし、大ざっぱに情報提供をする程度しか、やはり県だってできないと思います。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　12月下旬から工事が始まるのに大ざっぱなことしか分からないって一体何なんでしょうね。ちょっとおかしいですよね、それは。本来できているはずですから、ぜひ、説明を求めていただきたいと思います。そこは今、答弁しなくても、努力していただきたいと思います。

次に、ＬＧＢＴＱなど多様な性の在り方が尊重される社会を、に移ります。

『みんなちがってみんなステキ』という本は、どなたかご覧になりましたか。

○議長（髙橋たい子君）　どなたかという質問ですが、どなたに答弁をいただけばよろしいでしょうか。

○16番（白内恵美子君）　教育長。

○議長（髙橋たい子君）　教育長ですか。（「はい」の声あり）それでは、答弁を求めます。教

育長。

○教育長（船迫邦則君）　読んではおりません。

しかし、やっぱり教育に携わる者として、一人一人みんな違うんだよというようなことは常々、子どもたちとも確認しながら、指導してきた、してきているというのが、学校の先生方ではないかなと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　このＲｅＢｉｔのメンバー８人からの読者へのメッセージというのは、本当に全ての中学高校生たちに届けたいなと私は思いました。

それで、その中の１人、ＲｅＢｉｔの代表である、やっくんからのメッセージをちょっと読んでみますね。紹介したいと思います。

やっくんから、読者へのメッセージ。あなた自身には、とても価値があります。もし今そう思えなくても。だから人生全部駄目だとか、どうせ生きても無駄だとか思わなくて大丈夫。世界って広くって、あなたは絶対独りぼっちじゃないよ。あなたの力はいろいろなところできっと発揮できるし、今はそうでなくても、いつかあなたを受け入れてくれる人たちも絶対現れます。そして、あなたの言葉や行動は、きっと誰かに勇気を与えることができます。誰かとの違いに悩む人へ、それってすごくいいじゃん全然問題ないよって伝えることが、誰かの人生を大きく変えることだってあります。一人一人の自分らしさをすてきだねと伝えられるあなたであってほしいし、それはきっと、回り回って、あなたがあなたらしくいられることにもつながっていくと思います。今いる場所で、場所が見つからない子が違うところを探しても大丈夫。今いるところが全てではないので、ほかにも探していいし、そこが違うなって思ったら、また別のところを探していい。

居場所探しを手伝ってくれる大人もいます。自分が子どものときは、どうせ大人は分かってくれないとか、電話相談にかけるなんて嫌だと思ったけれど、あなたの話を聞きたいと思っている大人も、実はたくさんいます。あなたバトンを手渡せる日を楽しみにしています。

こういう言葉なんですね。悩んでいる子どもたちに、何とかこういう言葉を届けられないでしょうか。教育長どうお考えですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君）　先ほど、白内議員からの声を聞いて、やっぱり自分も一度はまず読んでみたいなというふうには思いました。

先ほどもお話ししましたけども、このＬＧＢＴＱということに関わらなくても、私たち学校

では、子どもたちに、一人一人のすばらしさ、可能性のすばらしさというのを訴えてきていますので、今ご指摘いただいた本にも目を通して、校長会等でもそういったことを話題にしていきたいなというふうに思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　ぜひ各学校、学校図書館にも置いて、そういうだけではなく、全員が目にするような状況をつくっていくって大事かなと思いました。

それから、ＬＧＢＴ法連合会が2019年に公表した、「性的指向及び性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト」というのを町では把握しているんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　（「どこが担当になるんだろう」の声あり）答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　町のほうでは存じ上げてございません。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　子ども・教育や就労、福祉、医療、公共サービス、社会保障等、行政サービスに関わる内容もとても多く載っているんですね。ただ、この中で多いのは、子ども・教育の欄で78もの事例が載っているんです。特に、学校での生活は57の事例があります。

少しだけ紹介しますね。

同級生から、性的指向や性自認に関するいじめを受けていたところ、教員からも、おまえが悪いと言われた。

もう一つ、中学校でいじめに遭ったとき、真剣に向き合って手を差し伸べてくれる人や相談場所が見つからなかった。先生には、卒業証書は渡すから学校に来なくていいと言われた。

もう一つだけ。学校で性的指向や性自認に伴う悩みを相談しようと思っても、相談できる場所がなく、支援が受けられなかった。メンタルヘルスが悪化したり、自殺未遂に追い込まれた。

結構、本当に大変な事例が、全部で350、354載っていますので、ぜひ全ての担当課で、せめて自分の関係するところだけでもいいので、読んでいただきたいと思います。ネットで、すぐに検索できます。

学校現場では、文科省が教職員向けに出した、これに基づいて、きっとやっていただいているんだと、先ほどの教育長の答弁でも、やれることはやっているだろうなというふうに思いました。

ただ、まだ本当に自分からは言えない人ってたくさんいると思うので、そこはいろいろ配慮していただきたいと思います。

それから、トランスジェンダーの方は、健康保険証や介護保険証は、通称名で記載できますが、担当課は把握していますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　申し訳ございません。ちょっと把握しておりません。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　私は今回調べていて初めて分かったんですけれども、2017年に厚生労働省は、性同一障害で通称名記載を全ての健康保険証で認めたとのことです。これって、保険証で通称が使えると、どのようなメリットがあると思いますか。

いいですよ。駄目なら駄目で。

○議長（髙橋たい子君）　今の質問で何てやるんですか。

○16番（白内恵美子君）　答えられないなら答えられないっていうんで、いいです。

○議長（髙橋たい子君）　前段の質問に、お答えください。健康推進課長。どうぞ。

○健康推進課長（佐藤正人君）　ちょっと今の通称で何かメリットというか、そういうことについてですが、ちょっと今ちょっと思いつくところはちょっとございません。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　実は、健康保険証は、例えば病院で出しますよね。トランスジェンダーの方が、男性が、自分は女性だと思っているので、女性の格好をして病院、もう女性の格好で暮らしていて、病院に行ったときにいわゆる男性名で呼ばれる。そうすると、もう、今の日本では、奇異な、あの人何っていうふうに見られてしまう。だから、戸籍は変えてなくても、通称名を使えるっていうことに、使えるんですよ。

そうすると、男性でも女性名に変えておけば女性名で呼ばれますから、裏のほうには、男性と書かれているけれども、呼ぶときはちゃんと、名前自体は通称になるので女性名なんですね。だから、病院等で嫌な思いをしなくて済むんです。こういうことも、お知らせしていくことも大事だと思うんですよ。

トランスジェンダーの方でも知らない方がいらっしゃると思うんですよね。全員が一生懸命調べているわけではないと思うので。ですから、通称使えますよっていうのも、どこかで何かの形で出すっていうことは、大事なんじゃないですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　町で発行している国民健康保険証等についての、通称で発行しているとか、そういうような情報というのはちょっと今のところ私のとこではありません。

それで、例えばそれをするとなると、今システム、住基から持ってきたりとか、要は国民健康保険なので団体連合会とか絡みますので、そのシステム改修等もいろいろ必要になってくるかと思います。ですので、その辺につきましては、他の国民健康の団体連合会や、ほかの、国民健康保険ですので、全ての自治体にあります保健所となっておりますので、そういうようなところは情報収集ちょっとしていきたいと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　ぜひ、情報収集してください。

それから、住民票や印鑑証明書も性別欄に記載しない、性別を記載しないということも可能なんですがご存じですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（日置幸枝君）　すみません、そこまでの情報は把握しておりませんでした。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　2016年12月に総務省から各都道府県に対し、性別欄に記載しない書類を発行してもよいという通知が出されたということです。

実際にこれを使って申請をして、住民票とか印鑑証明書には性別書かないで、出してもらっている人もいますけれども、全然聞いてはいないですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（日置幸枝君）　印鑑証明は性別、たしか入っていなかったはずなので。ただ住民票につきましては、柴田町の住民票は、性別はまだ入れている状態です。

ただ、今度はマイナンバーカードとかはそういった方に対して、性別の記載はなくなるっていうことになる、将来的にはそういうふうになりますというような、通知はまだ来ていないんですけれども、そういった話も出ていますので、今後いろいろ変わっていくのかなとは思っております。

すみません、そこまでの情報になります。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　ちょっと調べればいろいろなことが出てくるんですね。私も今回、いろいろな本を読んでみて、特にトランスジェンダーの方が書いた本だとか、紹介している本だとかいろいろ読んで、こんなこともあるんだというふうに、どんなところでつらい思いしてるかっていうのが分かったんですね。

それに対して、結構、国も動いていたんだなというふうに、先ほどの健康保険証なんかもち

ゃんとやっているんじゃないって。ただ、一般には知られていないですからね。ただ、行政職員は、やはりそういう情報に敏感になって、しっかりと、通知が出されたときにはすぐに対応すると、もちろん、住民からそういう申請がないかもしれないけれども、あったら即座にできるようにするっていうことは大切なんじゃないですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（日置幸枝君）　住民票記載につきましては町で条例とか要綱とかはない状態です。全て住民基本台帳法とか事務処理を国で出している事務処理要領に基づいて処理させていただいていますので、議員がおっしゃったような内容があれば、ちょっと一度調べさせていただきたいと思っています。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　ですから、ＬＧＢＴＱ理解のための職員研修を行っていないということなんですけれども、本当に早い段階で行っていろんなことが関係してくると思うんですね。

　全ての課に、本当にこのＬＧＢＴ法連合会が出した困難リストは、ほとんど全ての課が関係していますから、本当学ぶべきところはたくさんあるし、それからきちんと講師を呼んでお話を聞いたり、いろんなことをお互いに話し合ったりとか、そういうことはとても大事なんじゃないですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　こういう新しい問題でございます。それで、町がやっぱり財源と職員の数が限られております。ですから、全て国の新しい政策をフルセットで対応するというのはすぐには困難だということもご理解いただきたいと思います。

　また、ケースがほとんど少ない場合、知見の蓄積する機会がありません。新しい質問をする白内議員さえ、今回本を読んで分かったという事例が相当多かったものですからね。ということは、役所っていうのは、まずはいろんな困っている数の多いことの解決から優先しなければならないと。個々のケースにつきましては、やはり、ケースを知っている国や県、関係機関と連携した中で対応していくのが合理的だというふうに思っております。

　それでなくても、職員は人が少なくて、自分の仕事で精いっぱいプラスアルファで残業している状況でございます。ですから、ケースがもし来たら、それはケースごとに丁寧に、関係機関につないでいくということでございます。

　ですから、町民も、多分、ＬＧＢＴの略称、町長もＬＧＢＴのって、うまくしゃべれないような状態ですからね。ましてはこのＬＧＢＴって何の略なんだろうと、多分議員さんも答えら

れる方多くはないんじゃないかなというふうに思います。

ですので、これについては、やっぱり国の県の普及活動と一緒に歩調を合わせてやらなければないと、柴田町はこれもやらなければなりませんが、そのほかの課題が多過ぎると、そちらのほうを優先させていただきたいと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。総務課長どうぞ。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（加藤栄一君）　町の体制自体、町長が申し上げたようなことですので、すぐに何でもということはなかなかできないのが実情でございます。

ただ、ＬＧＢＴ関係の研修等につきましては、担当課としては、どのような形になるかは今申し上げられませんけれども、前向きに考えていかなくてはならないことかなというふうには認識しております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　ぜひ、前向きに考えていただきたいと思います。

大人ってなかなか大変なんですけれども、実は、子どもたちが小さいときからきちんと学んでいけば、今から10年、20年後、かなり変わっていくと思うんですよね。一番苦しむのが、子ども時代ですから。ぜひ、学校ではしっかりと、教職員の研修も含め、子どもたちへ接していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（髙橋たい子君）　これにて16番白内恵美子君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

11時10分再開といたします。

午前１０時５２分　　休　憩

午前１１時１０分　　再　開

○議長（髙橋たい子君）　**再開いたします。**

休憩前に引き続き一般質問を行いますが、その前に先ほどの白内議員の質問の答弁で、訂正の申入れがあります。健康推進課長、これを許します。どうぞ。

○健康推進課長（佐藤正人君）　先ほど白内議員のほうから保険証の氏名の表記の件でご質問いただいて、私のほうで把握してないということだったんですが、29年の８月に国から、被保険者証の氏名表記についてというような通知が来ておりまして、私のほうで失念しておりました。

申し訳ございません。

その中で、保険証の氏名表記について、性同一性障害を有するというような場合の表記の方法について説明がございました。その中で、保健所のほうで、性同一性障害を有するか否かを判断するための書類を求めることというようなことになっておりました。それと、システム改修が必要ではないかと私申し上げたんですが、今現状のシステムでは対応ができるということでございましたので訂正させていただきます。

○議長（髙橋たい子君）　白内議員よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、一般質問を行います。

10番桜場政行君、質問席において質問してください。

〔10番　桜場政行君　登壇〕

○10番（桜場政行君）　10番桜場政行です。

大綱１問質問をいたします。

１．ＡＥＤについて伺う。

令和５年11月に、行政区で避難訓練や身元確認、消防署の指導を受け、防災訓練を実施しました。応急手当と救命措置では、１次救命処置の行動が命を救う大切な役割であり、勇気を出して行動することを学びました。

急変した大切な人を社会復帰させるために、必要となる一連の行為を、行いを、救命の連鎖といい、４つの輪で構成されています。心肺停止、心停止の早期確認と通報、１次救命処置、心肺蘇生、ＡＥＤ、救急救命士や医師による高度な救急医療を意味する２次救命処置と心拍再開後の集中治療です。特に、最初の３つの輪は現場に居合わせた人によって行うことが期待されています。

１次救命処置の流れとして、安全確認をして、声をかけながら反応を見る。反応がなし、または判断に迷ったら大声で助けを呼び、119番に連絡をし、ＡＥＤを要請する。次に、ふだんどおりの呼吸をしているか確認し、なし、または判断に迷ったら直ちに胸骨圧迫を開始する。ＡＥＤが届いたら装着し、心電図解析し、電気ショックが必要なときは、電気ショックを行い、ショック後、直ちに胸骨圧迫を再開する流れとなります。

ＡＥＤを用いた電気ショック、除細動は心臓がぶるぶる震えている状態を止めるのに最も効果的な救命措置です。倒れてすぐに心肺蘇生法をはじめ、ＡＥＤによる電気ショックを実施することは、脳に障害なく社会復帰させさせるためにも、非常に重要です。

本町では、小中学校の校舎や体育館はもとより、公共施設等にＡＥＤを設置しています。児

童や生徒、教職員は、ＡＥＤの講習会も受講しています。ただし、事故に備え常時設置しておかなければならないため、貸出しは行っておりません。柴田町体育協会では、貸出し用として１台購入していると聞いています。

ある柴田消防署員から聞いた話ですが、ＡＥＤを設置しているマップを作成するということで、町内小中学校にもマップ掲載の許可をお願いしたところ、教育委員会を通して、断りの連絡があったということでした。

貸出しをしていないことは承知していますが、学校近辺で人が倒れているような緊急時も使用していいのかどうか判断がつきません。

そこで、伺います。

１、小中学校のＡＥＤは緊急時の貸出しはできないのか。

２、公共施設等のＡＥＤは緊急時の貸出しはできるのか。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。１点目、教育長。２点目、町長。最初に、教育長。

〔教育長　登壇〕

○教育長（船迫邦則君）　桜場政行議員の大綱１番目の１点目、小中学校のＡＥＤの緊急時の貸出しについてお答えします。

学校のＡＥＤは、校舎内や体育館内に設置されており、開校時間中、または学校体育施設開放で体育館が使用されている時間帯であれば、もし学校周辺でＡＥＤが必要となる緊急事態が発生した場合には、学校のＡＥＤを使用していただけるようになっております。

なお、柴田消防署のＡＥＤマップにつきましては、マップ掲載のお話をいただいた際、学校のＡＥＤは、学校が閉庁する休日などに使用できる環境ではないことや、24時間365日使用できるものと、できないものを区別する表示方法について、検討していただくことをお話しした経緯がありました。

結果として、ＡＥＤマップ作成は見送られることとなりましたが、今回、桜庭議員の質問を受け、改めてＡＥＤのマップの表示方法などについて柴田消防署に確認したところ、まだ企画段階であるとのことでしたので、安全安心なまちづくりのために、ＡＥＤマップの作成が具体化する際には、協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　２点目、町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　町で設置しているＡＥＤについては、前もって貸出しは行っておりませんが、公共施設付近で人が倒れ、ＡＥＤを必要とする緊急事態が起きた際には、使用してもらっても構いませんし、職員も率先して対応したいというふうに思っております。

なお、町体育協会が所有しているＡＥＤについては、各スポーツ団体から、大会等で使用する等の希望があれば貸出しを行っております。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　桜場政行君再質問ありますか。どうぞ。

○10番（桜場政行君）　満額の回答をいただいたかなと思いました。

それと同時に、ＡＥＤの31台から48台のホームページの更新、そして月曜日に吉田和夫議員が質問して以来、町民環境課の窓口のほう行ってＡＥＤ確認したら、びっくりすることに、本当に目立つところに移動している、本当に迅速に対応していただき、本当にありがたいなと感じました。

ところで、吉田和夫議員の一般質問を終えてから、町民環境課のＡＥＤは移動したんですけれども、ちょっとだけ再質問したいので、それにちょっと影響があるので、ほかの47台っていうか、もともと31台だったらしいんだけれども、ほかのＡＥＤ、ちょっと移したとかいう場所はありましたか。

○議長（髙橋たい子君）　どなたに聞けばよろしいんでしょうか。

○10番（桜場政行君）　ＡＥＤ。町民環境課はしっかりと目立つところに移動していただきました。残りのＡＥＤは、どこかに移動したか。

その前にいいですか。ちょっと質問をちょっと変えたいと思います。

48台のＡＥＤ維持管理、これの所管は、それぞれ、例えば公共施設と、スポーツ体育館とか、いろいろ生涯学習センターとかあるんですけれども、維持管理の所管はどういうふうになってるのかまずお聞きしたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。全体から言いますと危機管理監ですか。すみません、答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　それぞれの施設にあります48台のＡＥＤにつきましては、それぞれリースをしている課が維持管理ということになります。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○10番（桜場政行君）　ホームページ、丁寧に更新したホームページ、閲覧させてっていうか、

丁寧に見ました。

ちょっと目立ったのが、シルバーの人材、代行員がいるということで、ＡＥＤが事務所に置かれているケースも結構あったんですね。事務所に置いてる場合は、設置場所というよりは、保管の場所のような気がするんですよ。本来ＡＥＤは、やっぱり人が見てすぐ目指すところに設置するのが普通じゃないですか。

ただ、シルバーの方がいるんで、何か緊急時に必要なときはすぐ出しますよというよりは、そこを利用する人たちが、この館内には、もしくはこの施設にはＡＥＤがあるんだねという一番分かりやすいのが、庁舎のあのＡＥＤですよ。看板があってしっかりと、あそこまで目立つ必要はないんですけれども、特に僕なんか、大会でよくほかの市町村の体育館を利用しますが、事務所にＡＥＤを置いてるところはほとんどないですよ。ほとんど目立つところにＡＥＤが設置してある。

例えば、船岡体育館は、事務室にＡＥＤを置いていますが、事務室のどちらのほうに置いています。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（杉本龍司君）　船岡体育館のロッカーというか、そこにＡＥＤということでしっかりとシールというか、そこに保管をしていますよという印をつけた上で保管しております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○10番（桜場政行君）　今課長が言ったとおり設置じゃなくて保管なんですよ。要するに。利用者から見えないじゃないですか。よほどのことがない限り船体の事務所にはほとんどの人行きませんよ。

ということで、事務室にＡＥＤ保管している施設と、それぞれの所管の担当課の方たちは、やっぱり、入ってこの施設にＡＥＤがありますよというような場所に移設っていうか、本当に設置、保管じゃなくて設置という方向に検討していただけるか、それぞれの所管の課長さんのほうからご答弁をお願いしたいと思いますがいかがですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　先ほど申し……、吉田和夫議員に申しましたとおり、使うのは48台、10年に１回でございますが、消火器と同じように、緊急事態が発生したときに、すぐ使えるようにするというのが一番の目的でありますし、安心を持ってもらうということであれば、48台、

学校関係はありますから、それを除いても公共施設についてはここにＡＥＤがありますという表示と、場所については予算をつけて対応したいというふうに思って、全て対応したいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。

○10番（桜場政行君）　私が聞き間違いでなければ、対応するということでよろしいんですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　消火器と同じように考えております。いざというとき使えるように表示、それから場所についてはですね。

　ただ施設によっては、なかなか、町長が言うようにすぐにと言わない場面がありますが、全体的に予算をつけて、場所は利用する人にも分かるようにして、ここにはＡＥＤがありますよという表示をしたいというふうに思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○10番（桜場政行君）　よくＡＥＤに関して、設置に当たり考慮すべきこととして、１つ、人目につきやすい場所を選ぶ、２、誰でも取りに行ける場所、特定の商品人しか入れない場所や入室に許可が必要となる場所は避けるべきということなので、今の町長の答弁を聞いて、これに関しては物すごく安心をしましたので、早くに取り組んでいただきたいと思いました。

　それでは、次に、ＡＥＤのマップの件に関してちょっとお話をさせていただきたいと思います。

　一般財団法人日本救急医療財団を通して、ＡＥＤへの設置登録を行うことが推奨されています。ＡＥＤ設置に関する情報が提供され、地図上でどこにＡＥＤが設置しているかを簡単に知る

ことができる。本町では、設置者へ申請登録を行っておりますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監です。

○危機管理監（平間信弘君）　語尾のほうが、ちょっと早口で分からなかったので。

○議長（髙橋たい子君）　それでは、もう一度ゆっくり質問してください。

○10番（桜場政行君）　一般財団法人日本救急医療財団を通して、ＡＥＤへの設置登録を行うことが推奨されています。本町では、設置者申請登録を行っておりますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　今お尋ねのありました、設置者申請登録ですか、その言葉、ちょっと理解はないんですけれども、リース契約をしているときに、リースをしているアルソック

なり、いろいろな警備会社とかあるんですけれども、そちらのほうで代行してるかどうかっていうのも含めて、ちょっと今すぐどうか、設置申請しているかどうかというのについてはお答えできません。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○10番（桜場政行君）　確認をしていただきたい。恐らく登録はしていると思うんですけれどもね。

それで、日本全国ＡＥＤマップ、これは検索してみると、設置している住所、名前、情報元、それから利用可能時間帯、補足、速かったかな、設置している住所、名前、情報元、利用可能時間帯、補足、未就学児向け機能、電話番号、日時と更新日が明記されています。

ここで、補足の欄に、一般市民への使用は認めない、これは先ほど教育長から、以前はＡＥＤ、一般の貸出しはしないということだったので、そういったことが書かれていたのかなと思っていましたが、柴田の９校の全ての学校を調べてみたら、船迫中学校と東船岡小学校は、補足の欄が白紙になっていたんですよ。本来からいうと、９校とも一般市民には貸出しをしないという補足の欄に、本来ならば、明記していなきゃならないのに、２校だけ白紙になって、これはもう自由に貸出しができるのかなと、見たら。ホームページ、ＡＥＤっていうふうに検索すると、一発目このＡＥＤマップとか、ばーっと出てくるんですよ。

今町長言ったとおりに、なかなかＡＥＤというのは、それこそ、平成25年か何か丸森であった、柴田の代表の方がＡＥＤを使った。今回我々が知っている方がたまたま２人目ということで、消防署員の方に聞いてもその方もまだ30代だったんですけれども、まだＡＥＤを使って救急車で搬送したのは経験がなかったという話だったんで、本当そう多くはないみたいな。

ただ、いろいろ調べてみると、心肺停止で亡くなる方が、これはちょっとデータ的には何年か忘れましたけれども５万人ぐらいいるんです。その中でもＡＥＤを利用した方っていうのが一万四、五千人がいるっていうんで、だからたまたま我々の身近では使っていないようですけれども、結構使われている。だからここ何年間の間、まだ２件しか利用していないかもしれませんけれども、今後、もしかすると、今日、あしたあたりから、どっと増える可能性があるということもあるので、何かこういったマップで中学校の２つだけが白紙になっているとか、結構ＡＥＤに対して、ちょっと執行部としては取扱いというのが、いろいろな形で少し雑になっていたかなって懸念はあるんです。正直な話。

ただ、先ほどの教育長の答弁で、今後は、緊急時の貸出しはするということだったので、日本全国ＡＥＤマップ、残りの７つ、一般貸出しはしない。これの文言は、リース会社に連絡を

して削除することは恐らくできると思うんですけれども、そういった、削除することをリース会社にしてお願いするようなことはできませんかね。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　そちらのサイトのほう、ちょっと確認して、どのようなこれまで記載、削除のほうやり方あったのか確認しながら、今桜庭議員からあったように、内容のほう修正させていただきたいと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○10番（桜場政行君）　この日本全国ＡＥＤマップ、大河原、角田、亘理、岩沼、名取全部調べたんですけれども、使用禁止は柴田町だけだった。小学校、中学校だけですよ。公共施設等には一切そういった文言が書かれていなかったんで、本当柴田町だけで、あの文言見たら、緊急時にも本当に使えないんだろうと。

一つ今回の一般質問に当たって、なぜ一般質問するようになったか経緯、先ほど言った、地元行政区で防災訓練をして、名前は言いませんけれども柴田の消防署の方が来たんです。それでＡＥＤの訓練をしたわけですよね。いろいろ講習を受けながら。

たまたま今回ＡＥＤを使った方が、利用して１週間、10日ぐらいたった後に、防災訓練が行政区で行われたので、僕も３回目ぐらいになるんですけれども、いつもＡＥＤを使った訓練なんかというのがなかなか積極的にやる方が少ないので、その前に私が、実は皆さん、１週間、10日前に、このＡＥＤを使って、しっかりと助かった方がいるんです、それも船岡中学校の体育館で起きたことですよと言ったんです。助かった理由には、運動していたんで一人じゃなくて何人かの方がいて、そこに看護師の人もいた。本当に目立つところにＡＥＤ装置があった。119番を連絡したら、柴田の　　所の救急車が残っていた。本当タイミングが物すごいよかったんですということで、それを説明したら、本当にＡＥＤの訓練みんな若い人から参加者、かなりの方が参加してくれたんです。

そのときに、署員の方が、いや実はこのマップつくるときに、柴田町の小中学校のほうにも設置マップの掲載をお願いしたんだと。そうしたら、先ほど通告で言ったとおり、教育委員会を通して、お断りということがあったという経緯があったんですよ。

それともう一つなんですけれども、前回ＡＥＤを使った方なんですけど、船岡中学校のＡＥＤを使いました。救急車が到着をして、救急車、署員が、署のＡＥＤを持ってきたんですよ。普通はＡＥＤをそのまましておきますよね。恐らく病院に搬送ですよね。ところが、柴田消防署の方たち、場所は船岡中学校の体育館です。一般貸出しはしない。外して消防署から持って

きたＡＥＤをつけてそれで搬送していったっていう。

おかしいですよね。そんなに数多くある例じゃないんで、それが普通なのか、でもよくよく調べてみたら、ＡＥＤは使っていたら、そのまま病院に搬送じゃないですか。それを署員の方がそれを外して持ってきたＡＥＤをつけるってことは、完全に柴田消防署の署員の方たちは、小学校中学校のＡＥＤは使えない、ましてや、そこの敷地から持っていっちゃいけないって、恐らく認識があると思うんです。

その辺は、これから消防署の方と話合いをするっておっしゃっていますけれども、その署員の人たちに、見解がちょっと違うということなんで、今日、私が一般質問を終わってすぐにでもいいですので、すぐに連絡をしてこういう事情でこうだった、お話を説明して、いやそうじゃないんですよ、町内の、９つの小学校中学校のＡＥＤ使ってもそのまま搬送できますよっていうような話をしっかりとしていただけませんかね。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　学校、体育館、学校にあるＡＥＤなんですけれども、こちらについて、まず持っていって駄目だということは消防署には言っておりません。今回の件を受けまして消防署のほうに確認しましたら、一般的には、ＡＥＤに心電図のモニターがないために、救急隊員は到着時に付け替える対応となるということの回答をいただきました。

これ、柴田消防署とか仙南独自のルールなんですかということを聞いたんですけれども、ほとんどの救急隊員が同様の対応を行っているということでございます。

その搬送時に、病院でそのデータを取る、取らないそういったことができるか分からないために、施設に備えてあるＡＥＤは持っていかないでその場で付け替えるというようなお答えをいただいております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○10番（桜場政行君）　今の課長の答弁を聞いて、私がちょっと勘違い、もしかすると貸出しをしないから消防署の署員の方たちが、それを外して消防署から持ってきたＡＥＤをつけたのではなく、データ解析ができないため、要するに、柴田町にあるＡＥＤはそのデータ解析ができないＡＥＤをリースでお借りしてるってことですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　機器によっては、データの取るやつがメーカーによって違います。すぐにメモリーカードとかで使えるものもあれば、業者に本体を貸出しして、そこでデータを取り出すものいろいろな機種がございます。必ずしもデータが取り出せないというわけで

はないんです。時間がかかります、データ取り出しには。そのために、救急隊のほうでは、自分たちが持っているＡＥＤのほうに取付け、替えるというふうに聞いております。

○議長（髙橋たい子君）　補足ということで、危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　今回桜庭議員の質問を受けて、仙南署、柴田消防署のほうに確認するとともに、全国様々なＡＥＤの使い方のユーチューブ等で確認をしました。

それによりますと、まず救急隊が所有しているＡＥＤ、要は救急車についているＡＥＤでございますが、ＡＥＤそのものは、機械に心電図のモニター画面がついているんですね。一般に我々町でリースしているのは、ＡＥＤそのものにモニター画面がないと、ないんです。したがって、パッドは、合う機材であればついたままのパッドで、そのジャックを使っていたＡＥＤから外して、救急隊が持ってくる非常に精度の高いモニターつきのＡＥＤつけると、それで持っていくと、病院に搬送すると

病院側でその状況を見ながら、当初使っていたＡＥＤのデータが欲しいとなれば、消防署員は、病院からそういうのがあったので、もともと使っていた場所、例えば今回で言えば、船岡中学校で使っていたんですけれども、そのデータを欲しいということがあれば、今回もそうなんですけれども、リース会社にお願いをして、その中のデータを取り出してデータで病院に持っていったということになります。

ですから、そこの急ぐ時間のところと、解析するソフトとか、そういったマッチングがありますので、持っていくことによって、すぐ病院で最初に使っていたＡＥＤのデータを病院側ですぐ見られるかというと見られないんです。そういったタイムラグがあるので、救急隊側でも、１人１日に何件も対応する場合もありますので、そういったところに、それぞれの場所からＡＥＤが集まってきて救急車の中に入ってくると、やっぱり、その辺の管理も煩雑になるということもあるんだろうと、これは私の考えですね。

ただ、物理的に、病院側が持っていったＡＥＤのデータをすぐ解析できるかというと解析できないと。それは、やっぱりリース会社側のほうでデータ処理をして、それを後日、病院側に渡すというのが通例の流れでございますので、消防署が、ＡＥＤが、一般の方には使用させないということを承知していて持っていかないんじゃなくて、それは、仙南広域、全国的にも、そういう、より精度の高いＡＥＤに替えて、それで病院まで搬送していくということでございます。

なお、パッドについては、消耗品でございますので、１回使ったらもうそれはすぐもう捨てると、次に新しいパッドをＡＥＤに備えて、それぞれの設置場所に、次の緊急時のために備え

ておくというのが流れになります。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○10番（桜場政行君）　ＡＥＤの解析には、要するに病院側で患者に対する、そのデータを利用しての治療の仕方としては、最低３日はかかるということでございました。

そのほかに、今管理監が言ったんで、日本心臓財団ですよ、日本循環器学会のＡＥＤの具体的設置、配置基準に関する提言では、ＡＥＤデータの収集と検証というもので、ちょっと簡単にですけれども書いてありました。

ＡＥＤの設置を推進した結果、どのように救命率が変化したかを分析し、反省することや、さらなる普及を促す上で欠かせないと。ＡＥＤは心電図記録や音声の記録を残すことができる。ＰＡＤプログラムを改善し、より有効に機能されるためには、ＡＥＤ使用後にその経過とＡＥＤに記録されているデータを分析し、医学的に検証することが重要である。これらのデータの収集と検証は、救急の場面に居合わせた市民を評価するために行うものではなく、将来的に、より効果的な、設置と迅速な利用を促すために行うものというふうにうたっている。

これ私、なぜ調べたかというと、今は知らないんです。誤解していたんです。署員の方が、とにかく柴田町の学校のＡＥＤ使ったら、これ、もう一回取り外して、だからこういったデータ収集ができないのかと思ったんで、これ昨日一生懸命同僚議員なんかも含めて探したんですよ。そうしたら、結果的には消防署の勘違いではなくて、そのデータの関係とかで、結果的に、もし広域、柴田町で同じような状況の中で学校、もしくは、役場のＡＥＤ使った場合でも、使用してた場合、消防署員の人が来たらそのところのＡＥＤをまた交換をして病院に搬送するという形でいいんですよね。

ごめんなさい、二度同じことを聞きますけれども、確認のためよろしいでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　そのような対応になります。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。

○10番（桜場政行君）　ということなんで、私が不安をしていた内容が全て、今日は本当に答弁的には100％か200％の答弁をもらったかなと思って安心しました。

うちの行政区で防災訓練に参加した住民の方たちもかなり誤解をしているようなんで、私は１月に区の新年会がありますんで、70名以上集まるので、そこで私が誤解していたような内容はそうじゃないと、しっかりと小学校、中学校緊急時に使えるんだという説明をしたいと思います。

それと同時に、やっぱりこれほど学校も緊急時には使えるということで、やっぱりＡＥＤをしっかりと使える方を増やすことって絶対大事だと思うんです。実際、通告に書きましたけれども、小中学生、先生方の訓練はしているということなんで、総務課の危機管理監も出前講座があれば進んでやるし、最近広域のほうでは、心肺蘇生の訓練人形を11台も買ったということで、これはＡＥＤの講習も行うということで広域で買いましたよね、11体。

だから、こういったものあるんで、そういった訓練があるのは当然でございますが、行政区によっては防災訓練をしてない行政区があるようです。でも、例えば、町の出前講座だったらすぐ行けますよね、防災関係。それから、どういうことをやっていいか分からなかったら消防署に連絡すれば、そういった、講習会なんかすぐやってくるんです。ましてや、ＡＥＤの使い方、そして最近起こったこういった事例を、あったんでとても大切なことだということで周知をしてほしいと思いますが、その辺、より以上の周知努力をしていただけるのか、確認をしたいと思います。いかがですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　この５月からコロナが２類に、２類から５類に変わりまして、そういった出前講座の引き合いも多くなってございます。

加えまして、各行政区では消防署にお願いをして、訓練などでＡＥＤの使い方とか、あとは水消火器の使い方等々やっているところでございますので、今後も防災出前講座のニーズがあった場合には、そういった消防署のほうで要請があれば、ＡＥＤの講習会等もできますよというようなご案内をしていければなというふうに思ってます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。

○10番（桜場政行君）　ありません。

○議長（髙橋たい子君）　これにて10番桜場政行君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

13時再開といたします。

午前１１時４６分　　休　憩

午後　１時００分　　再　開

○議長（髙橋たい子君）　**再開いたします。**

休憩前に引き続き一般質問を行います。

５番森裕樹君、質問席において質問してください。

〔５番　森　裕樹君　登壇〕

○５番（森　裕樹君）　５番森裕樹です。大綱１問質問させていただきます。

１．生涯学習施設にＷｉ－Ｆｉ環境整備について。

本町の生涯学習施設や公民館は、様々な場面で活用されています。高齢者のための教室や文化芸術、コンサートや図書館分室、そして各種会議など、多くの方々に現在利用されており、今後も、住民の集いの場として引き続き活用していただきたいと思っております。

しかしながら、近年の新型コロナウイルス感染症の流行により、集団で行う催しや会議などは自粛を余儀なくされ、集団で開催しなければならない重要な会議等でさえ、中止せざるを得ない状況となりました。

そうした中で、各企業や団体では、様々な見直しや工夫により、Ｚｏｏｍ等のウェブ会議サービスを取り入れ、世の中の状況は一気にデジタル化へと推し進められてきました。それにより、様々な事情で、現場に来られない方でも遠隔で会議に参加できるといった新しい生活スタイルが確立され、新型コロナウイルス感染症の扱いが５類となった今でも、その利便性と効率化を理由に、ウェブなどによる会議実施が新たな手法となり、特に若者、学生、企業などは、それが日常となりつつあります。さらには、国のＤＸ推進により、小中学生が長期休暇の際、タブレット使用による課題も多く出されるようになり、今やデジタル化は私たちの生活に欠かせないものとなっております。

本町における生涯学習施設においても、今後より多くの町民の方々にご利用いただき、様々な世代が集まる交流の場としてあり続けなければならないと考えたときに、誰でも安心して利用できるインターネット環境、つまりＷｉ－Ｆｉの整備が必須であると考えます。これまでも同僚議員が、Ｗｉ－Ｆｉ環境の整備を進めていくべきだという質問が何度もありましたが、執行部からは前向きな回答は得られておりません。

そこで、伺います。

１、生涯学習施設や公民館に、町民のためのＷｉ－Ｆｉ環境の整備を検討したことはあるか。

２、生涯学習施設や公民館にＷｉ－Ｆｉ環境の整備をするには、どのくらいの費用がかかるのか。

３、ポケットＷｉ－Ｆｉを検討したことはあるか。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。失礼、教育長。

〔教育長　登壇〕

○教育長（船迫邦則君）　森裕樹議員の大綱１問、生涯学習施設へのＷｉ－Ｆｉ環境整備についてお答えします。

３点ございました。

１点目、生涯学習施設や公民館へのＷｉ－Ｆｉ環境整備の検討についてです。

生涯学習施設におけるＷｉ－Ｆｉ環境の整備については、コロナ禍以降、社会生活の変化に対応するために、国の補助金などを活用して取り組む自治体が、全国的に増えてきております。柴田町の生涯学習施設についても、現在、しばたの郷土館へのＷｉ－Ｆｉ環境の整備について検討しているところです。来館者に向け、ＩＣＴを活用した教材などの配信や利用者の学習環境の向上、また、温湿度管理装置、防犯カメラ映像などの無線による管理を目的として導入する計画です。

ほかの生涯学習施設については、Ｗｉ－Ｆｉ環境を整備することで、学習方法が多様化し、充実した講座や教室などの開催が可能となるとは考えますが、遺憾ながら、ＩＣＴを活用した社会教育事業の推進方策が、まだ十分に整理されておりません。

そうした現状で、Ｗｉ－Ｆｉを導入した場合は、Ｗｉ－Ｆｉ利用のみを目的とした来館者の長時間滞在を誘発しないかなどの懸念もありますので、まずはＩＣＴを活用した生涯学習施設などの今後の在り方について検討した上で、Ｗｉ－Ｆｉの導入を検討していきたいと考えております。

２点目の整備の費用と、３点目のポケットＷｉ－Ｆｉの検討については関連しておりますので、併せてお答えします。

しばたの郷土館全館を大容量の通信に対応する固定回線で整備した場合の工事費は、600万円程度と見込んでおります。しばたの郷土館には複数の建物が存在するため、屋外への設置や建物間の配線など、特殊な工事が必要となり、通常より工事費が高くなるようです。

ほかの生涯学習施設については、施設の規模によって必要となる機材の数が異なりますので、おおよその金額は、各施設、200万円程度と見積もっております。

次に、ポケットＷｉ－Ｆｉにつきましては、施設内での利用に限定し、貸出しを行っている自治体があることは承知しております。ポケットＷｉ－Ｆｉはモバイル回線なので、工事費はかからず、機器１台につき４万円程度購入できるようです。

しかし、固定回線に比べて接続が不安定なことから、利用が個人または少人数の団体に限られ、その分、多くの機器をそろえて貸出しすることになります。また、ポケットＷｉ－Ｆｉは、機器ごとに通信費がかかります。

こうした点を考慮しながら、Ｗｉ－Ｆｉ環境の整備については、今後も調査検討してまいります。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　森裕樹君、再質問ありますか。どうぞ。

○５番（森　裕樹君）　ご答弁ありがとうございます。

まず、これまで同僚議員からも生涯学習施設のＷｉ－Ｆｉ環境の整備について何回か質問されておりますが、私もこの件に関して、やっぱり今後、人々というか町民の皆様が集う場所ということで、Ｗｉ－Ｆｉ環境も必須になっているというふうに思っております。

先ほど、質問の中でもお話しさせていただきましたが、やはりコロナ禍を経て生活様式が大分変わってきたというところがございます。防災の観点とかそういった部分で、今まで質問等々もありましたが、今回ちょっとこれからのデジタル社会について、しっかりと町も対応していかなければならないんではないかというところで質問させていただいております。

ちょっと今答弁の中にありました社会教育事業の推進という推進の方策というか、それが十分に整理されてないということだったんですけれども、この社会教育事業の推進の方策というものは具体的にどういったことが、考えられるのか教えていただければと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　社会教育事業の推進の方策ということなんですが、前回、９月にも、石森議員からご質問いただいたときに、今の生涯学習施設なんですが、どうしても前例踏襲的に毎年同じ事業を繰り返すだけで、同じお客さん、同じようなお客さんで、若い人ですとか、小中学生とかを呼び込むようなことを今まであまりしてこなかったということお話ありまして、プラスアルファで新しいことを取り組むことで生涯学習センターで何か新しいことをやってるよ、行ってみようというふうにお客さんを増やすというか、同じお客さんだけを、毎年呼び込むんではなくて、新しいお客さんを増やして、生涯学習を皆さんに、生涯学習施設を皆さんに利用していただけるように、これから展開していかなきゃいけないんではないかなということで、方策として今後の方針なんですが、そのように考えているところです。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○５番（森　裕樹君）　今までやっていた事業というものを繰り返しやっていくのではなくて今後新しい事業も展開していくということを考えなければならないというような受け止め方でよろしいですかね。

であれば、余計に新しい事業に取り組んでいくということを考えたときには、新たな環境の

整備というものをしていくべきなんではないかなというふうに思うんですね、やはり。石森議員がおっしゃったとおり、卵が先か鶏が先かっちゅう話になっていくのかなと。新しい環境を整えることによって、新しい事業展開、新しい社会が開けていくというふうな考え方もできるのではないかなと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　おっしゃるとおりで、プラスアルファの部分というのは、Ｗｉ－Ｆｉ環境を整えることでできることがあるのではないかということもお話いただいて、私たちも何ができるのかなと。まずは、先進、近隣の状況がどうなのかなと、Ｗｉ－Ｆｉが設置されてるのであればどういう事業ができるんだろうかということで、いろいろ調べさせていただきました。

ただ、先ほどポケットＷｉ－Ｆｉを設置してるところも存じていますということをお話しさせていただいたんですが、そちらですとか、そちらの市さんですとか、あと近隣では名取市さんが、もう元年の10月からＷｉ－Ｆｉ環境全部設置されてまして、どういうことをやってらっしゃるんですかっていうことで確認させていただいたんですけど、やはりコロナ禍に入ってしまったので、テレビ会議ですとかウェブによる研修というのがやっぱりほとんどで、コロナ禍が開けて、さあ本格的に例えば社会教育事業やっていきましょうとなったときに、どういうふうに使えるのかっていうのを、やっぱりどこの生涯学習施設もちょっと今戸惑っているところです。

これからどう使っていこうかというところを検討してるんですというお話がほとんど、お話だったんですね。

ですから、これから本当に先進自治体の事業がどういうことをやっているのかっていうのも、情報をとにかく収集して、だったら柴田町はその中でどれができるのかということを、調査して検討していくことが大事なのかなというふうに考えていたところです。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○５番（森　裕樹君）　なるほど。近隣自治体というところで、名取市さんがもうＷｉ－Ｆｉが入っているというところで、Ｗｉ－Ｆｉ環境を、名取さんの場合はしっかりとした有線で工事をされているということだと思うんですね。やっぱりＷｉ－Ｆｉ環境の整備をするというところで一番やっぱりネックになっているというところは、やっぱり、先ほど答弁でもありました初期費用が高額にかかるというところが、やっぱり一番大きいネックになっているんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　初期費用はもちろんでございます。ただ、それから使用料と経常的にランニングコストがかかってくるということもございます。

あとは、ポケットＷｉ－Ｆｉとかの場合ですと、やはり答弁書にも書いていただいたんですけれども、個人とか少人数に限られてくるので、例えばテレビ会議ですとかウェブのセミナーなんかであれば、一つのものでみんなで見れるからいいんですけれども、これを例えば、初心者のスマホ教室とかそういうのをやろうとすると、今度一人がウェブ動画とか見始めるともう全部止まってしまって、なかなか町の事業としては、なかなか成立しないんだということもお話しいただいたところだったので、ポケットＷｉ－Ｆｉで、どうしてもテレビ会議とかでいいんだけれども、生涯学習事業としては成立はなかなか難しいのかなというところでございました。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。

○５番（森　裕樹君）　私、先日ポケットＷｉ－Ｆｉを既に導入している弘前市役所のほうへ行ってお話を聞いてまいりました。

弘前市の導入経緯としては、通常のＷｉ－Ｆｉ設備を導入するには、費用という部分で多額な費用がやっぱりかかるというところがございました。ポケットＷｉ－Ｆｉであれば、初期費用やランニングコストが抑えられるため、導入することにしたというところがございました。弘前市に関しては、国のコロナの補助金を活用して本体を購入して運用しているというような状況でございました。

弘前市に至っては生涯学習施設、公民館等々もひっくるめて大体16か所ありまして、施設ごと大小あります。会議室が多いようなところは２台置いたりとかというような工夫をしながら、一般の研修会やセミナー、そしてウェブ会議というものをしっかりと活用しているというようなお話を聞いてきました。

16か所に20台というのはなぜかというと、今お話しされたように、台数制限ってやっぱり限られてくるというところで、やっぱり通信環境を上げるためには、１台ではなくて２台なくてはならない状況もあるということも考えて、１台だけじゃなくて大きいところには２台配置するというような工夫もされておりました。

例えばなんですけれども、町内の施設にＷｉ－Ｆｉ環境を、ポケットＷｉ－Ｆｉも含めて、Ｗｉ－Ｆｉ環境ですね、Ｗｉ－Ｆｉ環境を整備するとすれば、どの施設に整備するのが理想だなというふうに考えられますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　私も、弘前市のほうに、ちょっと、どんなふうなやってらっしゃるんですかって聞いたんですけど、利用の多いところは、16台で20施設なので、利用の多いところは２台置いてるんですよということだったんですけれども、その中で気になったのが、駅前ですとか市の中心部の施設は利用が多くて使っていただいてるんですれども、地区公民館になるとほとんど利用がないんですよっていうお話を聞いたときに、果たして柴田、うちの町の生涯学習センターを思ったときに、駅にすぐ近いわけではなくて、市の中心部、町の中心部というわけでもないので、Ｗｉ－Ｆｉの環境、ポケットＷｉ－Ｆｉなりそれから施設に設置するにしても、先ほど長時間、きちんと利用が関係ない人も長時間滞在する人の心配もあるっていうことで書かせていただいたんですけれども、それもそうなんですけれども、Ｗｉ－Ｆｉ環境入れたのに誰も利用する人がいない、全然利用率上がらないとなるのも、やっぱり、そちらも問題なのかなと、自分たちがちゃんと事業としてきちんと打ち出さないと、Ｗｉ－Ｆｉも使いこない、事業にも来ないっていうふうになってしまう恐れもあるなという、ちょっと後ろ向きなんですけれども、そういう心配もあるのかなと思いました。

　だから今おっしゃったように、つけるとしたらどこに考えられますかということであれば、もともとしばたの郷土館は、これから本当に本格的に検討していくんですが、あとはしばたの郷土館であれば、槻木学習センターとかについていればあそこのホールもございますので、何かできないかという考えは、検討はしていきたいとは思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○５番（森　裕樹君）　やはりＷｉ－Ｆｉ環境を整えたのに利用する人がいないかもしれないとか、やっぱり、可能性だと思うんですね。もちろん利用するかもしれません、利用しないかもしれない。でも、莫大な初期投資をして、200万円だったり600万円だったり初期投資をして、使う人いませんでした、これも結局一緒のことなんですよね。

　であれば、今の町民の皆さん方が使う頻度というのもチェックできる意味で言えば、そういった意味でのポケットＷｉ－Ｆｉというのは、一度導入してみるというのが、利用頻度も確認できるという観点からもできるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、どうでしょうか、そういう考え方は。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　議員がおっしゃってることもそう思いますが、ただ、町としてはポケットＷｉ－Ｆｉ、先ほど言ったように、どうしても使える可能性としてはテレビ会議

ですとかウェブの研修とかっていうやっぱり限られてくるっていうのが、できれば、学習センターとしては、職員がもうちょっとＩＣＴの、もうちょっと自分たちでも、私自身もあまりよく分からないところもあったりするので、もっときちんとその使い方を学んであと近隣の事例とかも研究して、使えるようにならないと、ポケットＷｉ－Ｆｉを入れても、できれば町としては事業として何か、そのＷｉ－Ｆｉ環境を使った事業ができるようにしていきたいなという考えもありますので、もう少し調査研究をさせていただければと思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○５番（森　裕樹君）　分かりました。

ちょっと先ほど弘前市の話を出させていただきました。弘前市は16か所、20台ということでやっています。私がちょっと想像でというか、勝手にというか、こういった施設にあれば便利なんじゃないかというところをちょっと考えてみたんですけれども、槻木学習センター、船岡学習センター、船迫学習センター、船岡公民館、西住公民館、船迫公民館、そして柴田町農村改善センターの７か所、ちょっとしばたの郷土館は、僕は入れていなかったんですけれども、その７か所に入れるとすれば、ポケットＷｉ－Ｆｉどのぐらいかかるのかなというふうな計算をちょっと、町内の業者に、見積りどのぐらいでできるのかなんていうのを、見積りちょっとしていただきました。

というのが、１台、機種にもよるんですけれども、もちろん、私がちょっと見積り依頼したのは、１台２万8,800円のＷｉ－Ｆｉでした。それが７台ですね。７台設置したというと、本体代金と附属設備で大体20万円ぐらい、７台計算です。これが初期費用です。

初月利用料というのが大体、事務手数料も含めて６万4,000円ぐらい、約、その後の毎月の利用料というのが７台で月３万7,000円ぐらいです。月です。

考えると、初期費用と、全部ひっくるめでも一番最初にお金がかかるというのは、本体代金と附属設備の20万円、そして初月利用料というのが１か月目取られるので26万4,000円、約、これでまず設置はできるという環境です。Ｗｉ－Ｆｉの本体のあれなんですけれども、１台で16台まで接続が可能、大体、おおよそです、もちろんデータ量によりますけれども、月々３万7,000円です。

初月費用とかランニングコストっていうところで考えると、そんなに高い金額ではないというふうに感じるんですけれども、この見積りの金額聞いてどういう印象を持たれますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　機種にもよるということは担当課からも聞いていまして、た

だ、金額的にはそんなに負担は大きくないのかなとは思ったところなんですが、ただそれを使えないと、せっかく金額が安いから高いからではなくて、Ｗｉ－Ｆｉを導入したのに、何もできない、結局、ただ、宝の持ち腐れみたいになってしまうっていうことが懸念されるといいますか、本来、やりますと、私たちがこれを利用してやっていきますというふうにできればいいんですが、ポケットＷｉ－Ｆｉは、どちらかというと、生涯学習、施設のほうが事業として組んでやっていくというよりは、会議ですとか研修を外部の方にどうぞ受けてくださいっていう環境の整備になってくるので、また、ちょっとそちらは利便性、町民のサービスの向上ということではもちろんよろしいんですけれども、生涯学習事業のほうの推進ですか、それを進めていく上では、ちょっとあまりちょっと方向が違うのかなとは思ったところです。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○５番（森　裕樹君）　ちょっとこのランニングコスト的な話を今させてもらったんですけれども、大規模な改修が必要じゃないということは、使わなければ解約できるんですよね。ものを、これのちょっとプランだと、携帯会社なんかはそうなんですけれども、半年使ったら、解約違約金とかかかりませんというと、使わないなこの施設と思えばコストカットできていくわけですよね、解約をすれば。という意味でも、やはり使い勝手がいいのかなと。大規模な何百万円という改修費用をかけなくても、導入して試し、と言ったらちょっと語弊があるかもしれないですけれども、どういう利活用ができるのかということを、検討していきながら導入、導入してから検討していくというのは、決して高くないリスクなのかなというふうに思うんですけれども。

　例えばなんですけれども、町民の方の活用方法としては、例えばＬＩＮＥの使い方、ＳＮＳの活用の勉強会、あとウェブ会議講習会、さらには小中学校の長期休暇なんかにタブレット利用で、自主学習や課題、タブレットドリルなんか出されます。そういった子どもたち、そしてそういった研修、講習、勉強会とかっていうふうになったら、人が集まる環境というのがつくれるのかなと。それができることによって、やっぱり小学生、中学生タブレットを持って、夏は涼しいところでちょっと勉強したいなというふうにして、図書館別室に行って勉強するなど、地域コミュニティというのを構築というところにもつながるんじゃないかなというふうに考えますけれども、やっぱりその施設、生涯学習施設って言っているぐらいですから、やっぱりそういった地域コミュニティ構築される場所になるっていうのは、すごくすばらしいことなんじゃないかなというふうに思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　そのように使っていただければ、本当に学習施設、地域の皆さんが集まれる場所になるので非常にいいと思います。

ただ、ポケットＷｉ－Ｆｉということに限れば、もうそれではちょっと今の、議員がおっしゃったようなことは、なかなかちょっと実施は難しいのかなと思っています。ですから、学習課としては、やはりきちんと施設にＷｉ－Ｆｉ環境が設置できるような方向に、もし入れると、導入するとなれば、きちんと準備をして情報収集をして、そちらのほうにポケットＷｉ－Ｆｉというよりは、もうそちらの方向に、施設にきちんとＷｉ－Ｆｉ環境を整備するという方向になるのではないかと考えています。

あとは、町民の皆さん、それこそ卵が先か鶏が先で、環境がないから希望がなかったのか、それとも、もともと、学習センターの職員とかにも、Ｗｉ－Ｆｉ環境の希望とかってコロナ禍とかあったんですかってことで問い合わせましたら、どこの施設も、学習センターにＷｉ－Ｆｉつけないのみたいな要望がなかったっていうことなんですね。そもそもないから言われなかったというのもあるんですが、これからは利用者の方々にも、ここにＷｉ－Ｆｉ環境あったらどういうふうに使いますかとか、そういうアンケートですか、情報収集、近隣の使っているところに情報収集だけでなくて、利用されている方にも情報をもらって、どういう使い方をしていったらいいのかというのを聞いていかなきゃいけないのかなと思いました。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○５番（森　裕樹君）　ありがとうございます。通常のＷｉ－Ｆｉ設備等は、やっぱり違って、考え方なんですけれども、これは弘前市の公共施設ポケットＷｉ－Ｆｉの利用規約というのがあります。利用規約をしっかりと決めるということが大前提で、次の質問させていただくんですけれども、生涯学習、例えば槻木生涯学習センターに置きました、船岡生涯学習センターに置きました、といって施設内で使うということはもちろん大前提となります。ですがポケットＷｉ－Ｆｉのメリットというものは、持ち運べるというメリットがございます。

ちょっと先日同僚議員と立ち話の中であったんですけれども、各行政区のほうでＷｉ－Ｆｉを入れるっていうような考えもちょっとあったりもしたんだっていうようなお話も、ちょっとちらっと聞いたことがありました。行政区単位でやっているイベント、例えば集会場でＬＩＮＥ勉強会しますよとか、そういった行政区のイベントの事業で使用することも可能になっていくのかなと、ちゃんと利用規約をつくってですよ、もちろん。ただ誰にでも、外に持ち出せということではなくて、利用規約をしっかりつくった上で、行政区に貸し出すというようなことがもしできれば、行政区の事業の幅も広がるということも考えられるのかなというふうに思う

んですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　行政区にポケットＷｉ－Ｆｉを貸し出すっていうお話なんですけれども、やはり行政区とかであれば、なおさらやっぱりスマホの使い方ですとかＬＩＮＥの使い方ですとか、そういう初歩的になのか、そういう使い方になってくれば、やはりポケットＷｉ－Ｆｉの規模では、やっぱり１台、２台、３台とか台数がないとカバーできないのかなあという考えがあるものですから。

あとは、やはり基本的には、どうしても弘前さんの事例が参考になってくると、原則やっぱり管理上の問題で、公共施設内だけでの利用というふうに、ちょっと限って規則をつくっているというのも見させていただき、規則かな、規約ですか、利用規約をつくっているということもございますので、もしそういうふうになったとしても、町としては、できればちょっと先に始めたところの参考にしながら、問題がないようであれば広げていくとなる、最初から広げるよりは、先進自治体のっていう参考にするというのが出てくるので、外に公共施設内に貸して、行政区に貸して管理してとなってくると、なかなかちょっとハードルが高いのかなというところもございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○５番（森　裕樹君）　私、今提案させていただいたのは弘前市ではやっていないんです、もちろん。ポケットＷｉ－Ｆｉの幅を広げる、そして町民の皆様がしっかりとそういったＷｉ－Ｆｉ環境を使えるという環境を整えるということは、やっぱりこのデジタル社会において必要なのかなというふうに思います。

先進地事例に倣ってというようなお話ですけれども、先進地になっていくということも考え方としてはあるというふうに思います。これ画期的な形になるのかなと思います。やっぱりＷｉ－Ｆｉを行政区に貸し出す、個人ではなく、行政区さんには貸し出しますよというところを、規約の上でしっかりと載せて貸し出すことができれば、１泊２日ではなくてその日限りです、もちろん。そういった厳密なルールづくりをすれば、行政区に貸し出したものを不正に使われるってことはまず考えにくいので、そういった部分というのをできる環境というものは、行政区単位で使うとき、こいつが100人、200人単位で使うってことはまずないでしょうから、やっぱり２台とか３台あれば、使える環境になるのかなと思うので、決して難しいことではないというふうに思います。

以前、テレビ回覧板の質問をさせていただいたときに、お話しさせていただいたデジタルデ

バイドですね、もう一度説明しますと、コンピューターやインターネットなどの情報を利用したり使いこなしたりできる人とできない人とでの間に生じる貧富や機会、社会的地位の格差のことでありますけれども、この格差をなくすということでも、やはり率先してこういうデジタル機器、Ｗｉ－Ｆｉ環境というのは、当時やっぱりいくべきなんじゃないかなというふうに思うんですけれども、こういった観点からは、どういうふうにお考えになりますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　デジタルデバイド対策は、本当に私たちが、生涯学習施設と一番先に、取り組める対策なのかなというふうには考えています。ですから、逆に先ほど行政区に貸し出してっていうお話をいただいたんですが、であればぜひ、学習センターに来ていただいて、施設を利用していただいて、あとはデジタルデバイド対策であれば、できれば、学習センターのほうで講師なり、そういう先生方を外からお呼びして、ぜひ学習センターでやっていただけるように、次の段階ではあるんですけれども、設置されたら、それを私たちは検討していかなきゃいけないのかなというふうに思っています。

○議長（髙橋たい子君）　補足ということで、町づくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　補足ということで、デジタルデバイド対策、まちづくり政策課のほうでも取り組んでございまして、昨年度から本格的に取り組んでいるような状況でございます。

　今までの取組状況をちょっとご紹介させていただきたいというふうに思うんですけれども、実際に講師としてやっていただくのは、携帯会社の方に来ていただいて、その際には、自分が、スマートフォン持っていれば、持参していただくんです、受講者の方ですね、もし持っていない方であれば、事業者さんのほうでデモ機、デモンストレーション用の機械を持ってきていただいて、そこにはもう通信するＳＩＭというか入っていますので、そこで貸し出しして実際にやっていただくというようなことになりますので、今町のほうで取り組んでいるデジタルデバイド対策においてのＷｉ－Ｆｉっていう部分に関しての必要性というのは、ちょっと薄い状況になってございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○５番（森　裕樹君）　Ｗｉ－Ｆｉ環境というふうな部分で特化して質問させていただいているんですけども、Ｗｉ－Ｆｉ環境、今、これから、整備していくということは、もう絶対必要なのかなというふうに思っております。これは、各学習、生涯学習施設、公民館も含め、全体的に推し進めていくというのは、町の方針として決めていることなんですかね。

Ｗｉ－Ｆｉ環境を生涯学習施設に、設備として設置していくということは、確実に進めていくという方向なのか、お願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　今のところ、先ほど答弁で申し上げました、しばたの郷土館ですとか、あとは、これから今、新図書館のこれから建築するようになるんですが、新図書館ですとかしばたの郷土館、新たに建築でしたりリノベーションする施設については、Ｗｉ－Ｆｉ環境を整えていきたいなという方向は、今の時点では決まっておりますが、そちらの方向で検討していく予定ではあるんですが、ただ、ほかの学習センター、槻木、船岡、船迫の学習センター、あとは公民館なんですが、前にも申し上げたのですが、どうしても建物のほうの修繕、大規模修繕の関係とかも出てきまして、そちらと併せて考えていかなければならないのかなというのもございまして、今のところ、しばたの郷土館と新図書館以外の学習センターを必ずＷｉ－Ｆｉ環境を整えるっていうことを、今の時点ではまだ決まってはいないところです。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○５番（森　裕樹君）　やはり進めていくべきだというようなのは町では考えているけれども、優先的な順位でいえば、ちょっと一気にやるというのはもちろん無理でしょうし、その段階を踏みながら、大規模改修なんかも絡めながらやっていくというような方向なのかなというふうに受け止めました。

それって何年後になるんですかっていう話を今できないじゃないですか、やはり。これ何年後にはあそこ大規模改修しますからっていう確約的な話ってできませんよね。その間、じゃあずっと何もせずに、その施設は、環境を整えないまま、時間を指をくわえて経過していくのを見ているほかないのでしょうか。

であれば、Ｗｉ－Ｆｉ環境が簡単に、そしてリーズナブルに導入して、取りあえず今の状況というのを把握しながら、利用率、それで利用できるかどうかっていうのも確認ができると思いますよね、まずは。利用があまりないんであればＷｉ－Ｆｉ入れる必要ないんですよ、極端な話。でも、今後のことを考えたときに、防災の目線とかいろんな様々な目線から考えたときに、やっぱりそこを指をくわえて待っているっていう時間よりも、ぜひこういうふうな形で試験的に入れていって、町民の皆様方がどういうふうな形でＷｉ－Ｆｉを利用するのかっていうのを確認をしていくという意味で導入していってみるというようなことが、非常に大事ではないかなというふうに思うんですけれども。

やっぱり、今はできませんだけじゃなくて、その間は何もしませんになってしまうので、段

階的にこういったものを入れていって試していく、町民の皆様のニーズを確認しながら試して使っていってみる、解約もできるわけですから、ということはできないでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　議員のおっしゃっていることも重々分かります。これから、例えば何年後かというのは分からないっていうような、大規模改修は、ただスケジュールは決まっていますので、次は船迫学習センターの次は船岡、しばたの郷土館にみたいなふうに決まっていますので、あとはもう、職員の意識、考え方の意識の持ち方といいますか、話最初に戻るんですが、今まで前例踏襲的に同じようなことばかりやってきているので、そうではなくてＷｉ－Ｆｉ環境ができればこういうことができるんだということを、自分たちでもちょっと意識改革も必要なのかなと考えているところではありますんで、ただそれがあって、例えばこういうことを、Ｗｉ－Ｆｉ環境使ってこういうことやってみたい、ポケットＷｉ－Ｆｉを使ってこういうことやってみたいというのを、もうちょっと、学習課の中でもうちょっと明確に打ち出せるように、職員間で検討なり研修会とかを行って、もしそれで、Ｗｉ－Ｆｉ導入して自分たちでやってみようとなれば、町のほうに、予算として私たちのほうも考えて上げていきたいなというふうに思います。

　今の時点で、今の体制と今の状況で、まだちょっと自信がなくて、上げてくださいとは言えないところだと思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○５番（森　裕樹君）　くどいようですけれども、その環境を整えるということ、これが一番大事なんですよね。

　町民の利益を損ねないように、しっかりとそこをカバーリングできるような環境というのは、今すぐにでもしなきゃないと思っています、正直。だけれども、もちろん予算の関係、様々な計画の関係ございます。そこはもちろん理解できるところです。可能性を探すという調査という言い方をしても、この金額であれば、調査という意味合いでも導入できるのかなというふうに思います。

　もうこのままだとずっと平行線っていうのは、もう、目に見えておるところはあるのであれなんですけれども、生涯学習施設、学校はもう入ってますよね。生涯学習施設にそういった、導入というよりも、試験的な形で利用者の皆様の声を聞くとか、そういった利用頻度、こういった使い方あるんだよっていうのが、もしかしたら町民の皆様から情報が得られるかもしれません。

なので、もう一度だけ、ポケットＷｉ－Ｆｉというくくりで、ちょっと試験的に、例えば全部じゃなくてもいいです、生涯学習施設、槻木、船岡、船迫の学習センターだけでもいいですし、そういった、さっき言った行政区への貸出しも含めて、試験的に導入というのも、今のところは考えはございませんですかね。検討していくということはできませんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　生涯学習課なんですけれども、以前補正予算とかでご説明すると、オンライン申請とオンライン決済が、本格的に稼働いたします。それから、来年は、オンライン申請が最初で、その次、オンライン決済に、実施できればなというふうにこれから進めていくんですが、それを進めていく中で、例えば、それを発展的にもっとどんどん広げていきたいので、やっぱりポケットＷｉ－Ｆｉがあれば、窓口で申請するのも、タブレットとかで申請するのも、お客様が自分でできるだけできるように、受付のところにタブレットを置いて、説明したりすることとかもできますので、そういう意味で、例えばポケットＷｉ－Ｆｉがあったほうが、利便性がよくなるですとか、あとはオンライン決済にどうつながっていくとかってなってくれば、私たちもそのポケットＷｉ－Ｆｉの導入とかっていうのも検討して、何とか導入できないかということを、はい、頑張って検討していきたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○５番（森　裕樹君）　ありがとうございます。検討だけでもとにかくしていただいて、しっかり、やっぱりこんなに私粘るってあんまりしないんです。ですけれども、やはり今この時代というか、デジタル社会において、しっかり柴田町も遅れをとらないで、今の社会についていく必要があると。先進地見るのも大事なんです。先進地の情報を見てから、自分の町でやるってのは非常に分かるんです。けれども、先進地になっていくぜと、なっていこうよっていうような思いで、ぜひ検討していただければというふうに思います。

先ほども申しましたが、本町における生涯学習施設において、今後より多くの町民の方々にご利用いただき、様々な世代が集まり交流の場としてあり続ければならないというふうに考えます。安心して、誰もが安心して使えるインターネット環境、つまり、今回のＷｉ－Ｆｉ環境のようなもの、すぐにでも設備を導入しまして、町民の皆様がすぐにでも利用できるツールが、ポケットＷｉ－Ｆｉというツールがありますので、しっかり先ほど検討していただけるというような言葉をいただいたので、検討していただくということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（髙橋たい子君）　これにて５番森裕樹君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

13時55分再開といたします。

午後１時４５分　　休　憩

午後１時５５分　　再　開

○議長（髙橋たい子君）　**再開いたします。**

休憩前に引き続き一般質問を行います。

２番伊東潤君、質問席において質問してください。

〔２番　伊東　潤君　登壇〕

○２番（伊東　潤君）　２番伊東潤。大綱１問質問いたします。

１．わが町の緊急連絡体制を問う。

今年７月に、漏水事故に伴う復旧工事が行われました。県と町との連携で、迅速な対応をしていただきました。

その緊急工事に伴って、町内各所に数時間の断水のお願いのお知らせが入りましたが、町でも数台の広報車で、断水地域を回っているのが分かりましたが、内容が聞き取れなかったなどの苦情を耳に、降雪期の断水地域のというのが分かりましたが、内容が聞き取れないためか、一部の住民からは、分からなかった、聞こえなかったなどの苦情を耳にしました。数時間の緊急工事でも、対象地域の町民にお知らせするのは難しいと、私なりに思いました。

そこで、このことのみならず、有事の際、全町民に短時間にお知らせする必要があると思いますが、どのような連絡手段を考えているのか疑問に思い、次の５点を質問いたします。

１、当日は土曜日の日中でしたが、連絡手段はどのように行いましたか。

２、当日の町民からの反応はいかがでしたか。

３、全国の自治体では、定期的にＪアラートの試験放送が行われていますが、我が町での実績とこれからの計画を伺います。

４、緊急事態が起こった場合、子どもたちの登下校時間であれば、どのような連絡手段を考えていますか。

５、屋外拡声器は、町内に19台設置されていると聞いていますが、既存の台数で十分足りていると思いますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。１点目から３点目まで、町長。４点目、教育長。５

点目、町長。

最初に、町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　伊東潤議員にお答えいたします。

１点目、連絡手段につきましては、救急断水区域の対象となる船迫配水場から水を供給している地区全てに情報が伝わるよう、断水時間の１時間前から８台の広報車を用いて周知したほか、関係する行政区長への連絡、町のＬＩＮＥ配信、メール配信、町ホームページへの掲載、屋外拡声器、防災ラジオによる防災行政無線の放送、ＫＨＢテレビ回覧板にて実施しております。

２点目、町民からの反応です。

広報に対する対応ですが、一部の町民から広報車の内容が聞き取りにくいとの問合せがありました。その際は、緊急となってしまった断水の原因や、断水予定時間をお伝えし、ご理解をいただいております。

また、広報車のみならず、町からの情報は関係する行政区長への連絡、町ＬＩＮＥの配信及びメール配信、町ホームページへの掲載、屋外拡声器、防災ラジオによる防災行政無線の放送、ＫＨＢテレビ回覧板による様々な方法を用いてお知らせしておりますので、ぜひご確認いただければとお願いしたところでございます。

３点目、Ｊアラートの試験放送の関係です。

全国瞬時警報システム、Ｊアラートは、弾道ミサイル情報や緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話などに配信される、緊急速報メールや、市町村防災行政無線などを通して、国から住民まで瞬時に伝達するシステムです。

Ｊアラートの発信は国が行うものですので、試験は全国一斉での実施となっています。今年度は国が令和５年９月20日と、11月15日の２回実施しており、柴田町では、９月の試験の際に、屋外拡声機や戸別受信機の自動起動を、11月の試験では、庁舎内の放送設備の自動起動を実施し、いずれも正常な動作を確認しております。

なお、次回の伝達試験が令和６年２月９日に予定されており、町もこれに合わせて試験を実施する予定です。

これからも国の伝達試験の実施に合わせて、柴田町においても、有事の際に情報伝達ができないということのないよう、今後も積極的に伝達試験に参加していきます。

○議長（髙橋たい子君）　続いて、４点目、教育長。

〔教育長　登壇〕

○教育長（船迫邦則君）　伊藤潤議員の４点目、緊急事態のときの登下校時の子どもたちへの連絡手段についてお答えします。

一般的な緊急事態の対応としましては、教育委員会から各学校へ連絡し、連絡を受けた学校は、保護者へ一斉にメールなどで周知を行います。また、教育委員会は、必要に応じてスクールガードリーダーや見守り隊の方々に連絡し、地区担当の教諭と連携しながら、通学路上で注意喚起や必要な指示を行うことになります。

さらに、登下校中の児童生徒に対しましては、直接連絡する時間や手段もないことから、学校では、日頃から自らの判断で身を守る行動ができるよう、児童生徒に声かけ、指導しているところでございます。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　次に、５点目、町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　柴田町の屋外拡声拡声器のことでございます。

柴田町では、令和３年７月よりデジタル化した防災行政無線の運用を開始しております。

野外拡声機については、当初17基だったところに、役場庁舎と太陽の村の２基を追加し、現在の19基となりました。野外拡声器は、緊急情報以外にも新型コロナウイルスの注意喚起や熱中症警戒アラートによる警戒の呼びかけなど、広く町民に伝えるべき情報の発信に活用しております。

しかしながら、野外拡声機は、自宅までの距離が遠い場合や大雨の際には、町民の方々からは、屋外拡声機で放送した内容が聞き取れないなどのご意見が寄せられることもあります。こうしたことから、今後は、最新のデジタル技術を活用し、個々人に直接情報伝達ができる方法にウエートを移していきたいと考えております。

○議長（髙橋たい子君）　伊東潤君、再質問ありますか。どうぞ。お立ちください。

○２番（伊東　潤君）　お答えありがとうございます。

まず１点目ですけれども、当日、土曜日の日中でしたが、連絡は１時間前からということでしたけれども、それ以前には、まだ工事の予定は立たなかった、できなかったのかなと思って、もうちょっと早めに連絡していただければなと私思いましたが、１時間前というのが限界というか、そんなあれでしたかね。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君）　今、１時間前より先にというような質問でしたが、極力断水をしない覚悟で工事のほうを進めていました。ただ事故が起きてしまい、断水をしない方向で進んでいるので、極力時間を待って、粘れるだけといったら変なんですけれども、どこまで頑張れるかということで、それで１時間前になってしまったというような内容です。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○２番（伊東　潤君）　当日土曜日で、私もちょっと自宅にいましたけれども、もう結構広報車、８台の広報車でご回答いただきましたが、結構頻繁に回ってもらっているのは分かったんですけれども、ちょっと内容までちょっと聞き取れなくて、何の事故、バイパスで事故あったのかなと、そんなことを思いながらＬＩＮＥ見たら、こういうことだったのねということで、結構、でも、その日はお昼を挟んで、夕方には復旧していただけたので大変助かっておりますけれども。一部の町民からは、聞き取りにくいと問合せありましたけれども、この日は、飲食店なんかには、これは苦情はなかったのですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君）　今回の断水につきましては、西船迫、あと槻木、あと下名生、土手内、かなりの広範囲での断水になりました。もちろん飲食店、床屋さんとか、そういったところも皆断水になっております。

　その際、飲食店からは、３件ほど電話の連絡がありまして、そちらのほうで、電話でいろいろ経緯とか、いろいろなものを説明させていただきまして、１回は納得していただいたような状況となってきております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○２番（伊東　潤君）　こう言ってはあれですけれども、そんなに苦情がなかったということでよかったと思います。

　本当感じたのは、本当に職員の方が車で２人ずつ乗って、ずっと休みも休憩もしないような感じで、町内というか、回っていただいているのを感じまして、大変感謝しております。

　それで、断水の工事のお知らせということでしたけれども、これが、もし、もっと重大な事件というか、有事というか、もっと重大な件であれば、もうちょっと騒ぎが大きくなったかなと思ったんですけれども、実際、そういった行政区長への連絡、あとＬＩＮＥ、あとメール配信、あと町ホームページへ掲載、屋外拡声器、防災ラジオ、行政無線の放送、ＫＨＢのテレビ回覧板にも載せていただいたということで、あらゆる手段での伝達しているということを私は感じました。

それで、３番目ですけれども、私、役場で会議していたのかな、そうしたらＪアラートの試験放送ということで、11月ですか、あったんですけれども、11月15日かな、そのとき、急に放送なりまして、何かあったのかなというふうな感じで受けたんですけれども、これはご回答を見ますと全国一斉での実施となっているということで、この伝達手段、子どもたちは土曜日でみんな家にいる、子どもたちも家にいるっていうときが多いかなと思いましたけれども、実際学校の平日、小学生とか中学生、私うんと感じたのは、朝の登校時はいいと思うんです。登校時は学校によっては集団登校とかあるんですけれども、下校時間というと、みんなばらばらで帰っていきますね。

町場の子どもたちはいいと思うんですけれども、ちょっと離れた山間地区とか、そういった地域の生徒なんか一人でぽつんと帰ったりして、もし、こういった有事というか、例えば北朝鮮のミサイル、それが発射されたとか、そういった連絡あったら、子どもたちは、スマホとか持ってないで行くんですけれども、そういったときの保護者へのメールは発信されていると思いますが、保護者が、もし働いていてすぐに動けない場合は、学校でも難しいと思うんですけれども、そういった場合はどういった対応を考えていますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　学校の児童生徒等下校時ですね、今Ｊアラートの際のどういうふうに行動するかということなんですけれども、学校のほうではＪアラート等の際には、それぞれの学校で示している危機管理マニュアルがあります。その中で、例えば口と鼻をハンカチで覆って、近くの建物に避難するとか、そういったことでマニュアルのほうで行動指針をしております。

またあと近くに子ども110番の家とかもありますので、そういったところに逃げ込むというようなことを常に指導しているところです。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○２番（伊東　潤君）　今、子ども110番の家というご回答をいただいたんですけれども、そちらへの連絡というのは、そういった有事の場合なんかは、そういった連絡は、その110番の家には連絡は、連絡体制はどうなっていますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　特に緊急ですのでそういった連絡はしません。何か子どもたちがあったとき逃げ込む、助けていただくということでご協力をいただいております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○２番（伊東　潤君）　分かりました。下校時間というと、その地区にもよりますけれども、見守り隊の方が各所に立っている地区もありますけれども、全然立っていないところは立っていないですけれども、見守り隊の人たちへの連絡体制はどうなっていますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　教育長答弁でもありましたとおり、こちらから、教育委員会から見守り隊、スクールガードリーダーのほうにはご連絡するような形になりますので、そちらから各見守り隊の隊員のほうにご連絡がしていただけるのではないかと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○２番（伊東　潤君）　なかなか、結構時間というと、親も働いているし、なかなか連絡取れないと思うんですね。子どもたちは、もう何があったかというのが分からないけれども、近所に誰か大人の人でもいれば声かけしてもらって、そういった、例えばミサイルが飛んできたとか、発射されたとかって、そういったことを感じるんですけれども、なかなかその地域によって連絡体制が連絡しづらい地域もあると思うんですけれども、それから、いろいろ考えて、朝だったら交通指導隊の方が、私も何年か交通指導隊をやっていましたから、声がけできるんですけれども、午後の、例えば２時、下校の時間ですね、１年生が帰る時間とか、そういったことを町では日頃から保護者とか地域の方に連絡するようなことは考えていますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君）　下校時のときの対応、これまでの例で申しますと、例えば事件が発生しましたという連絡が学校に入ります。そのことを保護者の皆様にメール等で知らせたりするほかに、先生方が通学路上に出ていって、場合によっては、先ほどもお話ししましたけれども、スクールガードリーダーさんとかの協力もいただきながら対応してきている。それは、事件の場合もありましたし、例えば台風が近づいているとか、というような場合のケースもございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○２番（伊東　潤君）　台風とか気象的なことでは、あらかじめ予想がつきますけれども、地震なんかは揺れれば感じますけれども、ミサイル発射しました、何分かで通過しますという、その間に、例えば有事ですか、最近北朝鮮で実験して成功したとかとニュースではやっていますけれども、ますますちょっと心配かなと思って質問いたしました。

　それと、屋外拡声器、町内に２基追加し19基とご回答いただきましたけれども、最新のデジタル技術を活用し、とありますけれども、どういった技術を言われているんですか。お聞きし

ます。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　今世界のほうでは戦争が起きておりますし、ドローンを使った、そういった戦争も起きているというようなところでございます。沿岸部のほうですと、津波が来るというときにはドローンを飛ばして、そのドローンからスピーカーで津波が来るぞ逃げてくださいというような流すことも技術的にできております。また、ＡＩサーマルカメラ等で、不審者の動きをドローンのカメラから察知をするというようなこともあろうかと思います。

　またこれらのことを、有機的に絡めながら、この軍事技術のスピンアウトをもって不審者、こういったものに対する技術を、実際に小学校、中学生の登下校の通学ルートですか、そこの上空にドローンを飛ばして、自律航行によるドローンですので、それをどこかのモニターで１人が監視をして、そういったのを日常使いではそうすると、登下校時は飛ばしていますので、そういった有事のときにはドローンからミサイル情報を流すというようなことも考えられると思うんですけども、今それができるかどうかというのはちょっと難しいところかなとは感じております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○２番（伊東　潤君）　今、結構世界的にいろいろなところで戦争繰り返されていますけれども、19基って屋外拡声器ありますけれども、最初の質問でも足りていると思いますかということなんですけれども、町内で主な場所分かれば教えていただきたいなと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　町長答弁にありました役場、太陽の村以外で主なところというところでございました。

　北船岡のコミュニティ消防センターとか、土手内コミュニティセンターとか、あとは三名地区ではそれぞれコミュニティセンターですね、あと四日市場沖のコミュニティセンター、成田のコミュニティセンター、海老穴のコミュニティセンター、あとは富沢集会所等々でございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○２番（伊東　潤君）　コミュニティセンターとか、公共施設ですね、中心に設置されているということですけれども、最近、今年特に熊出没、身近でありましたけれども、こういってはあれですけれども、本当に山の中で子どもが１人歩いていて、自宅まで帰る途中、そういった熊出没の情報があれば、なかなか伝達手段は難しいと思うんですね。大人でもかなわない熊です

ね。いろいろと近所の人たちに連絡して伝えてもらうとかありますけれども、ちょっとその辺も、私、ちょっと危惧しているんですけれども、来年、今の時期になってまた熊が出て、子ども１人、２人で歩いていてもちょっと危ないなと。それ、すぐ伝わればいいんですけれども、どうしても外を歩いているからなかなか伝わりづらいかなと思いました。

それで、やっぱりこの台数では間に合うんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　野外拡声機の台数が足りているのかというご質問でございました。

実は、野外拡声機は、デジタル化をする前は、それぞれの消防のところに立っている、各17台のところで直接スピーカーのところに行って話さないとその情報が流れないというようなところだったのを、アナログからデジタル化に変えたときに、役場からリモートというか無線で飛ばして情報が流れるようになったと。加えまして、デジタル化の際に、役場の庁舎と太陽の村、こちら太陽の村が中継局になっていますので、そちらの太陽の村にもスピーカーを設置したということで19台でございます。

議員おっしゃるとおり、熊が出たというときに瞬時に伝わるかという話とか、あとは北朝鮮のミサイルが飛んできて宮城県に落ちるかもしれないという情報は、下校時の小学生に伝わるかという質問がございました。

今19台ある中で、率直に申しますと、十分に足りてるというふうには感じてございません。それを補完する意味で、区長さんだったり消防団に貸与しております防災行政無線の無線機であったり、防災ラジオであったり、あとはＬＩＮＥであったり、携帯のメールであったりということで、補完する意味で様々な情報元を使ってお知らせするということで、今、津波とか、津波じゃない、台風とか地震とか、そういったものには対応してるとこでございますが、なかなか町内の全エリアをカバーできるというところではないと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○２番（伊東　潤君）　足りないということで理解してよろしいですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　危機管理上足りていないというふうに感じております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありませんか。どうぞ。

○２番（伊東　潤君）　消防庁、総務省の消防庁のホームページを見ますと、そういった国から補助金が、補助してもらえるという制度、ちょっと見たんですけれども、詳しいことが分かれば教えていただきたいなと思います。

○議長（髙橋たい子君）　何の意図に何の補助のことですか。

○２番（伊東　潤君）　総務省の消防庁のホームページ。

○議長（髙橋たい子君）　いや、ホームページの中のどういう補助金のことですか。

○２番（伊東　潤君）　いろいろ、拡声器とかそういった、購入したら国で幾らか出すっていう制度があるみたいですので、そちら分かれば教えていただきたいなと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　消防庁のほうで、いろいろな、そういった補助事業等のパンフレットというのが出ているんですけれども、その中での防災行政無線に関するところのお問い合わせとお尋ねかと思います。

　そちらによりますと、戸別受信機の同報系というところで、これが野外拡声器に当たるところでございますが、充当率100％で交付税算入率70％ということで国が７割、町が３割というような措置になってございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○２番（伊東　潤君）　拡声器ですけれども、このシステム、災害時だけでなくて平常時にも使えると載っているんですけれども、平常時では、これを読ませてもらいますと、行政や各種行事のお知らせ、あと防災、避難訓練などの放送、あと農協からのお知らせとかってあって、実際災害時には警報、予報、緊急放送、避難誘導のための放送、救護、救助、復旧活動のための連絡、あと気象情報の予告放送とかというシステムがあるみたいですけれども、平常時でもいろいろな放送なんかも使えるということでよろしいですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　今議員がおっしゃったのは運用の話だと思います。先に質問されたのが機材導入の話だと思っています。

　したがいまして、機材の導入に当たっては、平時でも有事でも使えるというふうなことになると思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうおｚ。

○２番（伊東　潤君）　ありがとうございます。やっぱり、今までちょっと情報伝達手段、これが重要かなと思います。それに伴って、北朝鮮のミサイル発射によっていろいろ全国各地で避難訓練行っていますけれども、これは県主導かなと思いますけれども、柴田町ではどういうお考えでおられますか。避難訓練、想定訓練というか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　ミサイルというか、国民保護計画に基づく訓練というところのお尋ねかなと思うんですけれども、国民保護計画の中には、もちろん北朝鮮のミサイルとか、あとはゲリラとか、そういった不法者による爆弾テロとか、そういった想定がございます。

　宮城県ですと、利府スタジアムに爆弾が仕掛けられて、お住まいの方々をどう逃がすんだとか、そういった訓練はしているというところでございますが、ミサイルに関して飛んできたということで訓練しているというのも、全国で何件かの例は聞いているところでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○２番（伊東　潤君）　その訓練なんですけれども、読売新聞のオンラインのページを見ていますと、北朝鮮の相次ぐ弾道ミサイル発射を踏まえ、総務省消防庁は、来年度、地方自治体の国民保護体制の強化に乗り出す。国民保護分野に精通した人材を各自治体に派遣する。さっき危機管理監言われました国民保護訓練パートナー制度を始めるということで、住民避難訓練の優良事例集を作成する。知見やノウハウを全国で共有し、訓練の高度化を目指すということで、最近国では予算化したというニュースを見まして、柴田町ではこのような、宮城県としては幾つの自治体が考えているか分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　伊東議員、ちょっと質問の内容が。もう一度明確に質問してください。もう一度。どうぞ。

○２番（伊東　潤君）　何かで見たんだな、国の方針で国民保護訓練パートナー制度で行うということで予算化されたというニュースを見たんですけれども、それはご存じですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　そのパートナー制度の言葉は知っていますけれども、具体的な中身というのは、ちょっとまだ今のところ存じ上げておりません。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○２番（伊東　潤君）　産経新聞の12月の、最近のニュースなんですけれども、外国からのテロとか武力攻撃、国民保護共同訓練は、平成16年９月施行の国民保護法に基づき開始され、平成29年にはミサイル飛来を想定した住民参加型の訓練もスタート、29年度は24都道府県で26件だったのが、令和５年度は実施予定も含め26都道府県で42件に増えたとなっていまして、経験がない自治体からは住民への有効な指示の出し方や対策本部の運営などでノウハウを伝授してほしいとの声が上がっていて、共同訓練を担当してきたほかの自治体職員や、ＯＢや経験者を派遣し、訓練レベルの底上げを目指す関連費用を６年度予算の概算要求に盛り込んだとされていますけれども、こちらはご存じですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　国のほうも、最近の国内外情勢に鑑みて、かなり国民保護のほうに、軸足っていうか、予算を投入していると。したがって、令和６年度に、そういった具体的な予算を取ってやるというのは存じ上げておりますが、宮城県においては、もっと早くから国民保護というのに対して旗を振っていまして、柴田町も、議員おっしゃったように平成19年、国民保護計画というのをつくっておるとこでございます。

それに、あとこの国民保護というのは、どうしても災害対応となるとボトムアップでいくような形になります。自治体から県、県から国と、県からそういった災害物資なり何なりが送られてくるという流れですが、国民保護につきましてはトップダウンなんですね。時間がない、例えばミサイルテロとか、時間がない中でトップダウンで来ますので、逆に言うと国は時間がない中で、自治体は何をどのようにしたいのかというのを早めに上げてあげないと国が支援できないということになります。

ということで、そういった様々なパターンというのがあるんですけれども、例えば想定したエリア、ここで申しますと球場でテロが起きたと。そうしたら、半径、爆発物とか何かにもよるんですけれども、半径何メートル、何キロ以内の住民を避難させるのかと、そういった場合に、どういった公共機関を使って避難させるんだというようなことにつながってきます。我が町は、幸い公共機関の中でも阿武隈急行があるので、県外とかよその他市町に避難させるのに、阿武隈急行の輸送力っていうのは非常に助かるところでございます。

東北本線ですと、ほかの市町が使ったりとかいろいろします。また貸切りバス、この会社なども様々調べておりまして、大型バスとか中型バス何台ぐらい保有しているのかとか、あとは電話番号とか、そういったのもマニュアルというか計画の中に入れています。

まだ柴田町では、そのパターンについては基本的なパターン１個しかつくっておりませんが、今後も県の指導の下いろいろなパターンを使って、今のところ県では図上訓練を何回かこれまでやっていますけども、今度は実動訓練に移行するような話等も聞いていますので、そういった県の訓練に参加していければとは思っているとこでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○２番（伊東　潤君）　ありがとうございます。いろいろ、そういった災害に関して町もいろいろ考えているということで安心しました。先ほど阿武隈急行って、いろいろ今話題の阿武隈急行ですけれども、そういった方法もあるのかなと思いました。

柴田町ではもうちょっと、私の要望ですけれども、拡声器、屋外拡声器を増やしていただけ

ればと思っております。町長はいかがですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　拡声器ですが、やっぱり投資した額に見合うだけの情報提供がなかなか戸別まで届かないということでありますので、デジタル技術の進歩を兼ねまして、一人一人に届くようなデジタル技術の活用を優先させていただきたいというふうに思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。

○２番（伊東　潤君）　ありがとうございます。

以上で質問終わります。

○議長（髙橋たい子君）　これにて２番伊東潤君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

２時50分再開といたします。

午後２時４１分　　休　憩

午後２時５０分　　再　開

○議長（髙橋たい子君）　**再開いたします。**

休憩前に引き続き一般質問を行います。

佐久間光洋君から資料の提出がありましたので、お手元に配付しております。ご確認ください。

それでは、８番佐久間光洋君、質問席において質問してください。

〔８番　佐久間光洋君　登壇〕

○８番（佐久間光洋君）　８番佐久間光洋です。大綱３問質問いたします。

１．スロープカーの新設をについて。

コロナ禍も落ちつきを見せ、様々な社会活動が回復を図っている状況を感じているところです。そのような中、新図書館を核とした、都市構造再編集中支援事業がスタートしております。船岡城址公園下の駐車場を含めた広い地域での計画となっており、完成すれば、かなりの台数の自動車が受入れ可能になります。利用客の増加が期待されるところです。

言葉を変えて言えば、大きなポテンシャルを手に入れたということになります。現在、船岡城址公園は、観光事業の拠点として、各種イベントの会場として、日々の散策やランニングのコースとしての利用が展開されておりますが、私はもっと大きな利用価値があるのではないかと考えております。今回、船岡城址公園下の駐車場から、柴田町観光物産交流館、さくらの里

までの区間にスロープカーを設置することを提案いたします。

そこで質問します。

地形的に実現の可能性はあるか。

既存のスロープカーの経営状況はどうなっているか。

３番、今回の提案について、町としてどう受け止めますか。

２．音響装置の専門チーム設置を。

先日の防災訓練は、あいにくの雨模様で、主催者、参加者ともに苦労されたと思います。準備の様子も目にしましたが、本当にお疲れさまでした。ただ、当日は雨が降っており、実演するスタッフや見学する方々も大変な思いをされたと思います。

最後に町長の言葉がありましたが、音量が低くて聞き取りにくい状況でした。全員が雨の中で整列し、私はテントの中でしたが、聞き耳を立てないと分からないくらいのものでしたから、多くの皆様が同様に感じたものと思われます。

音響装置は、特に屋外では、機器を接続すれば鳴ってくれるという単純なものではありません。気象条件、距離や地形、反射率の違う建物などの工作物など、様々な要素が関わってくるので、機器の選択や設置場所など、その場所に合った配置が要求されます。そういった作業を担当課の職員だけで行っていくには無理があるのではないかと考えます。

これからも各種イベントが実施されますが、スムーズな対処と高品位の提供ができるよう、専門のチームをつくって配置の助言などをするようにしたほうがよいと思います。

そこで伺います。

１番、屋内のホール程度であればポータブルでも対応できると思いますが、屋外では、スピーカーのタイプ、アンプの出力、スタンドなど、場面に合った機材が必要とされますが、屋外用の機材はそろっていますか。

２番、音響の装置で外部の業者に委託したことはありますか。

３番、これまでの各種イベントでやってきていることなので、特に心配してるわけではありませんが、高品質の音響を必要なポイントに届けるには専門の知識が必要です。職員の中にも関心のある方々がいられると思いますので、そういったスタッフを結集して専門のチームを創設する考えはありませんか。

３．給食センター敷地購入の進捗状況は。

令和５年度９月会議で大坂議員が質問しましたが、そのときの回答は、今年度中に決めるというものでした。また、前回の説明では、価格が折り合わないとのことでしたが、売主側の意

図がどんなものなのか、現状況を見ていると何か思惑でもありそうに思えてなりません。相手方は、隣町に工場を移設しているので、そのときにこの地域の土地の価格は知り得ているのだと思いますが、そのような状況で、歩み寄りのできない金額を主張するのは何なんだろうと疑わざるを得ません。

状況によっては、その場所の土地を諦めて交渉を打ち切る覚悟も必要と思いますが、どうでしょうか。代わりとなる土地は、探せば何とかなるのではないですか。らちの明かない交渉を続けるのは、時間の浪費でしかないと思われますが、現時点の状況と見通しを伺います。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　佐久間光洋議員、大綱３点ございました。

スロープカーの更新でございます。新設でございます。

スロープカーは跨座式の斜面走行用のモノレール車両で、現在の船岡城址公園スロープカーも含め、その多くが斜面地での上下移動を目的に設置されています。特にお年寄りや車椅子、ベビーカーをご利用の方など、バリアフリー対応に適しており、安全性能にも大変優れた乗り物です。

スロープカーの設置についてですが、スロープカーは最大勾配50度の急傾斜を走行することができ、施工についても地形に合わせた自由度の高いデザインが可能であり、車両も完全オーダーメードとなります。したがいまして、仮にスロープカーを船岡城址公園の麓の駐車場出発地として、柴田町観光物産交流館さくらの里までの区間に設置する場合、地形的に問題はないものと考えております。

２点目。

現在の船岡城址公園スロープカーは、指定管理者である一般社団法人柴田町観光物産協会が管理、運営を行っております。これまでのスロープカーの経営状況ですが、収益実績を申し上げますと、平成30年度が一番のピークで、乗車人数が４万1,089人、利用料金収入が1,705万6,800円、必要経費が446万2,085円、そして収益が1,259万4,715円でした。

その後、令和元年度以降は台風や地震による被害や、コロナ禍の影響で観光客が減少し、乗車人数と利用料金収入ともに減少したものの、令和４年度には、乗車人数が３万327人、利用料金収入が1,208万1,950円、必要経費が430万7,709円、そして収益が777万4,240円と徐々に回復している状況です。

３点目、今回佐久間議員からのご提案をいただいた新しいスロープカーの設置についてですが、現在町が進めている都市構造再編集中支援事業において、町が目標として目指す、新図書館を核とした市街地のにぎわい創出につながる可能性を秘めた、前向きなご提案として受け止めさせていただきました。

しかし、新しいスロープカーを設置するには相当の費用や時間がかかります。一方で、平成８年10月に完成した既存のスロープカーの老朽化が進み、すぐにでも更新が必要となっておりますので、まずはその対策を優先したいと考えております。

なお、桜まつり期間中において、高齢者や車椅子、ベビーカーをご利用の方に対しては、船岡城址公園の麓の駐車場から、柴田町観光物産交流館さくらの里前駐車場をつなぐシャトルバスの運行で対応したいと考えております。

大綱２点目、音響の専門チームです。

令和５年10月15日に行われた柴田町地震対策総合防災訓練で使用したアンプスピーカーセットをはじめ、生涯学習施設や学校教育施設などに、合計11台のアンプスピーカーセットがあります。また、ポータブルアンプについては、屋内使用を想定しているものを除き、13台が各施設などにあります。

うち槻木生涯学習センター、船迫生涯学習センター、農村環境改善センター及び総務課所有の機材については防水使用となっていますので、おおむね屋外用機材はそろえております。

２点目。

桜まつりなど、開催規模の大きいイベントに関しては、音響装置の設置について、外部委託を行っております。直近の実績では、令和５年10月28日、29日に開催したオータムガーデンフェスタにおいて、音響装置の設置を委託いたしました。

これまで開催してきた各種イベントにおいて、音質を求められるようなイベントや、開催規模が大きいイベントの場合、２点目の質問でお答えしたとおり、専門の業者へ委託を実施しております。そのため、改めて役場組織内で音響装置の専門チームを設置する必要性については、低いものと考えております。

３点目、学校給食センターの土地の進捗状況でございます。

現在、双方において提示した価格について、歩み寄る意思がないため、交渉は事実上中断している状況です。

学校給食センターを建設するまでには、基本構想、基本計画、基本設計、実施設計が必要となります。基本構想に基づく用地の選定、造成工事、そして、実施計画に基づく建設工事とな

りますので、学校給食センターが供用を開始するまでには、最低４年から５年の歳月を要します。そのため、町内で学校給食センター建設に向けた準備を開始しましたので、用地については、今年度中に現在交渉中の土地の取得について最終判断を行い、交渉結果によっては新たな候補地を選定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　佐久間光洋君、再質問ありますか。どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　では、１問目のスロープカーのほうの話からさせていただきます。

補助資料として配っております。議員の皆さんには、タブレットのほうに入っておりますのでそちらをご覧いただければと思います。

話だけではちょっとイメージしにくいので、私なりにという感じですが、皆様のご覧の補助資料の中に、こういったプランではどうかというふうなことでつくりましたので、ちょっとこれ説明させていただきます。

まず、上の黄色い線が入っているのは、場所を示しておりまして、右側に始点というふうに書いてありますけれども、この前、ここの計画の図面が出ましたが、丸い形の、あれはグラウンドなのか自由グランドみたいな形なのか、その端の一番下の部分です。そこから上がっていきまして、三の丸のほうの売店の、ちょっと上がったとこです。このちょっと上がったところというのは次の、現在のスロープカーの入り口に当たる部分、ですから降りて真っすぐ歩けば、次のスロープカーに届くっていう、あの場所を想定しております。

それで地形的な話なんですけれども、一番下に書いております、水平の距離にして165メートル、高低差が35メートル、高低差を加味して３次元の傾斜路にして、レールの延長が170メートルという程度のものになります。

こんなようなもので、先ほどの場所の下のほうに２枚の写真が載っておりますが、これは東京都北区王子にあります、飛鳥山公園というところにあるスロープカーの写真でございます。現在のスロープカーは、かなり前につくったもので、ここにある例の飛鳥山公園のスロープカーの乗り物と比べてみますと、ちょっとやっぱり時代の移り変わりが、今はこういうふうになったのかなというふうなぐらいに変わっていると思いまして、この辺のデザインっていうのは、設置するほうの自由なデザインでできますというふうな形になっております。

今回町長が答弁で話しておりました、多分、お金の話が一番の大きな理由ということになるんだと思いますけれども、それは必ずついて回ることなので、この写真の下にちょっとお金の計算をしてみました。

真ん中にあります表は、先ほどの回答の中で出てきました、利用客の移り変わりを、この前担当課のほうからいただきまして表にまとめてみました。平成22年から令和５年の現在、10月か11月かそこらぐらいの数字になると思いますけれども、これをずっと眺めてみますと、いろいろな意味で上がったり下がったりはあります。それにはそれぞれの理由があるんですけれども、一応平均的に見て、一般的に言ったら３万5,000ぐらいかなと。４万いったことありますね、平成30年には４万1,000という数字が出てます。二十六、七あたりは３万、３万5,000。３万5,000あたりが妥当かなというふうなことで、一応利用客として３万5,000という数字を使うことにいたしました。

幾らかかるかの本体のほうなんですが、一応調べてみたんですけれども、幾らっていうのを書いてある記事には見つけられませんでした。いろんな解説から臆測をして、どのぐらいなるかっていうふうなのをおくという作業をやりまして、新しいスロープカーの利用者予測の３万5,000の利用者で、これで書いてあるのは、すみません、一番下から２つ上に上がって、各種情報からの仮定として、一応４億円というふうに、設置費用が４億円というふうにおきました。これは国庫補助金で書いていてますけれども、記事の中には交付金とありましたので、何かが使えるんだろうというふうなことで、一応３分の１というふうなことで2.6億円は負担しなければならないというふうに、費用としておきました。

で、３万5,000人が乗ったと仮定して、収入どれぐらいあるんだろうというふうなことで、これは、往復で200円を設定しております。今回条例で若干高くなったんですけれども、ちょっとあそこまで取れないなと、距離との関係で一応200円。ここらはやや控え目な数字で200円とおきまして、上り下りも、細かく言うと値段は違うということなんですが、上がっていって下りてくるという前提でやりますと200円で、３万5,000人で、700万円になります。

これの減価償却期間40年と置いた場合、700万円掛ける40年で、２億8,000万と、先ほどの経費として、設置の経費として２億6,600万という一応数字出しまして、どこまでが本当なのかちょっと私も自信はないんですけれども、これで成り立つんだったらば、手が届く範囲のものではないかと。

別な言い方をすれば、財政に負担をかけなくてもできるんじゃないかなというふうな、計算結果となったわけなんですが、ちょっと、資材の高騰とか、いろいろあります。細かく言えば、運営費だとか、いろいろもうあるんですけれども、この説明で、分かりましたやりましょうとはなかなかならないとは思うんですけれども、この辺のところでちょっと一回聞いてみようかなというふうに思いますが。

今私この補助資料で出したこのやつで、それが違うというふうな部分おありでしたらちょっと、指摘してほしいなと思いますがいかがですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（天野　敬君）　まず、今回ご質問、ご提案いただいた都市構造再編集中支援事業に関わるスロープカーの新たな設置のご提案なんですけれども、それに伴いましていただきました補助資料、大変具体的に試算までしていただいて、大変分かりやすい資料だということで改めて感謝申し上げたいと思います。

それで、今議員からご提案というか、いただいた下の麓の駐車場から今現在の既存のスロープカーの始発点まで、車距離で170メートルということでの試算として、乗客数３万5,000人という試算、これについては率直に申し上げますと、結構具体的な数字なんじゃないかなと感じております。

仮に麓の駐車場からスロープカーの乗り口まで行った場合、一番その利用をする機会が多いのは、やはり春の桜まつりの時期ではないかと思うんですが、今年４年ぶりに開催した桜まつり期間中、14日間での既存のスロープカーの乗車人数が１万8,678人、直近の平成31年４月に開催された桜まつりにおいては、期間が21日間ということで、今年よりも１週間多かったんですが、２万5,582人ですね。今年の桜まつり１日当たりに割ると、大体１日当たり1,300人の方がスロープカー利用されているということなんですけども、この麓から乗るという機会が、実際現実的に想定されるのは、下に駐車場をとめるような状況のときとなると、やっぱり桜まつり、あとは、単発ですけれども、秋にあるオータムガーデンフェスタとか、あとは、今開催してますけども柴田ファンタジーイルミネーションとか、そういった場面が想定されるんですが、数字については、あくまでも予想にはなるんですけども、個人的には、結構現実的な数字なんじゃないかなと思います。

あと、この試算についても、議員ご提案のとおり往復200円ということでの試算で、40年間で２億8,000万円、国の交付金もしくは補助３分の１を想定した場合２億6,600万円ってことで40年間で償還できるというふうな計算なんですけども、40年あれば、40年の期間で見るとその間にもう一回ぐらい更新の機会も出てくるので、またさらに負担も出てくるかと思いますし、この総工事費４億円という数字も、実際、場所の形状、地形、あとはその距離、あと斜度、そこら辺で、あとはどういった車両にするかもあるんですけれども、あとその車両もどういった機能をつけるかによって大分金額も差が出てくるかと思うんですが、率直な感想としましては、結構現実的な数字なんではないかなと今感じております。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　よければ、これでいこうというぐらいのところまで狙っての話でやって、たまたま数字が出てきたから、非現実的ではねえなというふうに思いはしたんですけれども、ただ分からないことが結構あって、それが金額に全部反映してくるわけですから、これで自信を持ってやってくださいというところまではいってないことも事実なんです。

今の答弁で言えば、手が届く範囲かなというふうな解釈でいるわけなんですけれども、ただ、これである程度のイメージはできて、皆さんにイメージを持ってもらえると思うんですけれども、あれが下にあって、乗り物が非常にかわいいと、今はやりの感じのものでつくったとすれば、子どもたちなんか、これから、さっきの前の質問なんかありましたけれども、図書館に来た人であるとか、子ども連れであるとか、そういった方たちが外に出たときに、何か乗り物あるじゃないですかっていう感じで、乗ってみっぺというふうな気持ちになるようなところも期待しております。

実際に動き出せば、いろんな意味での経済効果っていうのがあります。直接的なやつから、２次的なもの３次的なもの、いろいろ経済効果があるわけなんですけれども、今回は、そういったものはまだまだ加味してはおりません。ただ期待できるなというふうに思いますので、何とか実現に向けた方向で考えていただきたいなというふうに思うんですが。

まず、ここまで説明してきて大体の流れは感じていただけたと思いますけれども、今すぐ実現というよりか、まずこれ実現できるかと、私も例えば製作費の４億円というのは、これが本当どの程度現実味を帯びているのかというのは分からないものですから、まずこの辺調べてもらって、可能性としてこのぐらいになるんだといって、とんでもない数字だったら私も諦めますが、これにちょっとプラスアルファぐらいだったら、ふるさと納税使うとかいろんな方法で、またチャレンジの方法なんかを考えていきたいと思いますけれども、この可能性を調査するっていうふうなところぐらいのところまでは、やっていただきたいなというふうに思っているんですがいかがですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（天野　敬君）　今議員からご提案いただいた可能性調査なんですが、まず率直に申し上げましてどのぐらいの費用がかかる、ここの、議員がご提示いただいたこちらの計画に基づくとどのぐらいの工事費がかかるのか、そこら辺、このスロープカーの管理、製造、製作っていうのは、福岡県の飯塚市に本社のある株式会社嘉穂製作所、スロープカーは、この嘉

穂製作所の登録商標になっているものなんですけれども、年２回保守点検でこちらに来ていただく機会があるので、ちょっと、どのぐらいの費用になるかということで、一度相談してみたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　そのところを、ちょっと詳しい数字を入れてもらって、実際にやるとすればこのぐらいかかるというふうなところを、数字として出してほしいなということなんですけれども、そういった意味でのお答えではなかったんですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（天野　敬君）　まず今現在申し上げられるのは、やはりここに設置した場合どのぐらいの費用が、概算になるかと思うんですが、ぐらいでして、やはり現実的にここに本当に設置をするっていうふうになってくると、先ほど町長の答弁にもございましたが、やはり、既存の船岡城址公園スロープカー、これが平成８年の10月に設置しまして、今年で27年経過して、やはり更新の時期もやっぱり迫ってきているというふうな状況でもございますので、まず、その設置については、まずはその既存の今現在のスロープカーの更新が、まず優先されるのかなと考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　ちょろちょろっとこの話は、いろいろほかの議員さんにも話ししているんですけど、いいんでねえがいっていう、結構前向きな話が結構あったんで、私もだんだんその気になってきたというか、経過あるんですけれども、お金かかることは、確かに何かやれば金かかります。先ほど課長がちらっとお話の中に入ってましたけれども、このスロープカーっていうのは九州の会社が作っているんですけれども、作っているところは多分この１社だけだと思います。基本的なところ調べましたけど、これはエレベーターという扱いになります。

　私またそのうち、これを繰り返すようなことになると思うんで、同僚議員にも理解していただきたいんですけれども、これはエレベーターなんですね。エレベーターということは、行き先の階を押せば、そこさ行くっていう、そういうやつなんで、管理費用だとか保守、点検とか何かはかかりますけれども、維持管理なんかはかなりハードル低いと。ただそれで済むかどうかってのはまた別問題ですけれども、そういった乗り物であるというふうなことも、理解していただきたいなと思います。

　そのうちまたやりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

　２問目のほうに移ります。

今回スピーカーということで、たまたま防災のイベントのときにそれが出たということで、前の話のときに、音量が低かったという話が出ていたんで現状は把握しているんだなという、それは繰り返しませんが、私がちょうど帰るときに見たときに、そのスピーカーが旧国道の脇にあったんです、雨にぬれて。あの場所では、なかなかこっちまでは、会場までは音が届かないなというふうに思って、今回取上げたわけなんですけれども、これをやっている途中で感じたというか、結局、先ほども出たんですけれども、備品として持ってるのが各課それぞれで、最初私はどこかに備品として一括で管理しているのかなと思ったらそうじゃなくて、それぞれの課が管理してるということなんで、どこさ聞いたらいいんでしょうかというふうなことになるというふうなことをまず感じましたが、今回は防災訓練ということがあったんで総務課のほうに代表してっていうか、そっちに絞ってお話を伺いますけれども、多分内容によってはほかの課にも影響するというふうなところはあると思います。

まず、お伺いいたしますが、会場で使われていたスピーカーは、箱に入った、いわゆるフルレンジっていうタイプの、全ての音が流せる、音楽でも何でも流せるというタイプのスピーカーです。ああいう会場で人の声だけ流すんだということであれば、トランペット型っていう、広報車の屋根の上に積んであるような、ああいうホーンタイプのスピーカーだと効率がいいと。ましてや、あれは防水仕様になっていますので、どんなときでも使えるというふうな製品なんですが、そういったトランペット型のスピーカーというのはお持ちではないんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　総務課では持っておりません。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　いろいろな意味であああいう行事っていうか、消防演習とかそういうやつもそうなんですけれども、総務課が、多分いろいろな回数のやつを担当することになると思うんですけれども、ある程度鳴らないことはないんですけれども、ちょっと通りが悪いっていうか、人数とか規模とかそういったときに、カバーできるかなというふうなことでちょっと、今までやってた中では心配はなかったので、ああやってそのままやっていくことはできるんだろうというふうには思ってはおります。

あと、消防演習のときに使う、中で動く人が持つピンマイクという、ここにつけて動けるというワイヤレスマイクありますね、あれは何台お持ちですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　１台持っています。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　それはほかの課で使うとか何かというときに、貸出しをしたというふうなことは今までございましたか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　貸出ししたことはございません。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　この前、保健センターでやった研修のときだったんですけれども、あそこで講師の人がしゃべっておりました。こういうスタンドマイクっていうやつです。議会のほうでもこれと同じようなものを使っておりますが、今は、進んでいるやつだとワイヤレスマイク、ここにつけるやつがあって、マイクの特性として、口に近づけば近づくほどはっきり聞こえるっていう、そういう特性がございます。ですからしゃべるんだったらマイクに近づけてやるっていうのが一番聞き、聞こえるか聞こえないかではなくて、非常に聞きやすいという、そういうレベルの話をしておるわけなんですけれども、そういったワイヤレスマイク、今かなり出ています。

　それからあと、テレビなんかでご覧になっているかもしれませんけれども、こういうふうに頭につけて、口元にマイクがあるというヘッドセット、それも、かなり一般的になってきました。

　これ持っているところありますかって聞きたいんだけれども、これもみんなそれぞれ担当が違うから、うちにあるよっていうところあったら言ってほしいんですけれども、柴田町ではそういった、口元に近づくようなワイヤレスマイクっていうのはあるんでしょうかね、誰かに聞かれますか。持っているところありますかそういうの。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めたいんですが、どなたに。健康推進課長、どうぞ。

○健康推進課長（佐藤正人君）　先ほど保健センターの研修の話がございました。マイクの使い方ですけれども、講師の先生によってここにつけるピンマイクというんですかね、それと、あとこちらで聞いて対応しております。（「あるんですか」の声あり）

　健康推進課で持っているポータブルの中の１つのマイクがここにつけるマイク、ピンマイクというか、そういうようなのが１つだけです。

○議長（髙橋たい子君）　すみません、こちらを通してお話。よろしくどうぞ。再質問ございますか。どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　分かりました。あるんですね。

講師の先生がそういった使い方をするといったときには、よその課で使うということも可能ですよね。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　今まで、例えば健康推進課でこういうのを持っているというのは、ちょっとアナウンスをしたかどうか不明なんですが、健康推進課の教室とかぶっていなければ、課の中で、要は共有することも可能だと思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　この前ちょっと、議会のほうのシステムをちゃんと見せてもらったんですけれども、多分マイクの本数とこっちのアンプのほうの機械が、ぎりぎり本数きっちりぐらいのつくりになっていて、なかなかほかのものを指すっていうことができない状態なのかなと。よそのところはちょっと見ていないんで分かんないんですけれども。

今研修とか何かでも、話しながら、指さしながら話しするとかというのもごく当たり前になってきているんで、そういうのありますよっていうふうなレベルのところまでは、セッティングしてほしいなというふうな、気持ちではおります。

だからそれが、ほかで使いたいときに、簡単に持っていって、すぐセッティング終わって使えますよっていうふうな状態になっていればいいなと思うんですけれども、先ほど言われたのはそれが大丈夫だっていうふうに、課の中でとかって言うんじゃなくて、よその課で、別なところで使うときにも大丈夫ですかという意味も、幅広い意味で聞いても、それは大丈夫だということで受け止めてよろしいんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　すみません、ちょっと言い間違えました。庁舎の中で共有することは可能だと思います。ただ、ポータブルの中のマイクの１つが手に持つマイクと、あとこういうようにするマイクというようなセットですので、あくまでポータブルです。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　それは別なシステムを一緒に使うっていうことですね、系統としては違うんだけれども、同じ場所で使うと一体となって使えるということですね。

先ほど聞いたのは、そもそも今回の質問の意味、専門家を育てろということなんですけれども、この別々なやつで、それで使うこともできるんですけれども、そこに備付けのシステムにつなぐということも、ちょっと専門的知識があれば使えるなというふうなことで、そういう人はいないんでしょうかっていうふうにつながる話なんですけれども、そういうふうにやってい

くとポータブルはどこでも持っていけるという意味では、効果としては同じなんですが、システムとしてはそういった使い方ができるというふうなことで、そういったことを期待しているわけです。

今、それで困っているというわけではないから、必要性を感じたときに、そういった形でちょっとプラスアルファの使い方ができるように、レベルを上げていってほしいなということで、これは要望にしておきます。

次は給食センターです。

先ほど、町長の答弁がありましたが、何て言ったらいいのか、ちょっと暗礁に乗り上げたっていうところまではひどくないのかもしれないけれども中断しているということなんで、ちょっと私なりに心配をしているということなんです。

体育館の敷地の左下っていうか、南西というか、あの場所のことで、あの場所を元にしての話なんですが、私としてはあの場所にこだわらずに、左上、北西側の道路の旧国道に面したところ、この辺を使えば面積は確保できると。真ん中に進入路は入っていますけれども、あれを境にこっち側というふうなやり方をすれば、5,000平米、6,000平米ぐらいは取れるということで、ちょっと形が細長いんですけれども、でも工夫して使えば建物敷地としては1,500平米ぐらいは取れると。

現在の給食センターの敷地面積は約1,000平米です。だから、あれよりも取れるんで、エリアとしては十分使えるんじゃないかなというふうには考えているわけなんですけれども、そういった選択肢、備えるっていうふうなことでやっていけば、交渉もかなり余裕を持ってできるのかなというふうに思うんですけれども、この辺受け止めはいかがですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君）　町長答弁にもございましたとおり、事実上、今交渉は中断しております。先方様に対しては、この交渉が決裂とかということになれば、当然町としては、給食センター建設のためには必ず土地が必要でございますので、先方様には、もう次善の策を検討すると、そういうことは伝えてございます。

また、議員のご提案である、体育館内の土地でございますが、今のところ教育総務課ともお話はしてるんですが、5,000平米は必要だろうというふうに考えておりますので、なかなかあそこの中にというふうにはちょっと簡単には、建てるというふうな思いはございません。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　違うところを探さなきゃいけないっていうふうなことになるね。さっ

き言ったように、私はあそこ、5,000平米、6,000平米ぐらい取れると、その取り方の問題だけれども、きれいな格好には取れないけれども、こっち側まで線引っ張れば取れるというふうな見方をしてるわけなんで、なかなか検討対象にもなりませんか。

一応、値段が折り合わないっていうふうなことで、前の答弁のときに、路線価を基にしてやっているんだけれどもあっちが違うようなというふうな話があったんで、ちょっと気になっていたんですけれども、不動産鑑定でも何でもそうなんですけれども、まず一番に路線価っていうのが来て、そこから計算始まって、あといろんな補正が入って金額に結びつくというか、同じデータを使っているはずなのに、何でそんなに違うんだっていうふうなところが率直な私の見方なんです。また話を繰り返すことになりますけれども。

一応、今日の質問は状況どうなっているんだっていうふうなことなので、とにかく来年度、今年度いっぱいまで頑張るから待っていてくれっていうのが結論になるというふうなことなんでしょうか

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君）　まず、この交渉内容で、私ども町の提示している金額、こちらと先方様の提示している金額、非常に差がございましたので、ちょっと私のほうも不安になりまして、実は東京に本社のある大手企業の不動産部門の方に首都圏における土地売買の交渉、一体どういうものだろうかということで、一般論として先方様の情報は一切出さずに土地の売買交渉についてちょっと話を聞きました。

結局のところ、企業にしても個人にしても、やはり自分の財産を売るときは当然高く売りたい。買う側としては、当然安く買いたい、そういうのは首都圏も地方も一緒だということではございました。

町としては、安く買いたいところにこだわっているわけではなくて、あくまで議員のおっしゃるとおり路線価から基づいた適正な価格で買いたい。先方様は、やはり企業の経済活動ですので、きちんと理由も示されてはおりますが、まだ私どものほうでは納得いかないと、そういうことで現状に至っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　分かりました。交渉の場を見ているわけじゃないんで、何ともその場の雰囲気は想像するしかないというか、お願いするしかないんですけれども、今言った適正な価格、それを堅持して、引き続きお願いしたいなというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（髙橋たい子君）　これにて８番佐久間光洋君の一般質問を終結いたします。

以上で一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前９時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後３時３６分　　散　会

上記会議の経過は、事務局長大山　薫が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和５年１２月６日

議　　長　　髙　橋　たい子

署名議員　　５番　森　　裕　樹

署名議員　　６番　加　藤　　滋